

令和7年度

# 学生便覧



琉球大学大学院保健学研究科



## 令和7年度 保健学研究科学年暦

### (令和7年)

4月 1日 (火)	学年及び前学期開始
4月 1日 (火)	シラバス・時間割配当表公開 (※2)
4月 2日 (水) ~ 4月 8日 (火)	授業科目の仮登録 (前学期/第1・第2クォーター) (※3)
4月 3日 (木) ~ 4月 8日 (火)	新入生オリエンテーション
4月 4日 (金)	<b>入学式</b>
4月10日 (木) ~ 4月24日 (木)	登録調整期間 (前学期/第1・第2クォーター)
4月11日 (金)	授業開始 (前学期・第1クォーター)
4月11日 (金) ~ 4月25日 (金)	定期健康診断
5月 2日 (金)	授業振替日 (4月29日・火曜第③回目) (※4)
5月14日 (水) ~ 5月16日 (金)	大学院入学選抜試験 (特別プログラム) (予定)
5月22日 (木)	開学記念日
6月 2日 (月) ~	教育実習
6月23日 (月)	慰霊の日
6月25日 (水)	授業振替日 (6月23日・月曜第⑩回目) (※4)
7月20日 (日)	琉球大学説明会 (オープンキャンパス)
7月24日 (木)	授業振替日 (7月21日・月曜第⑭回目) (※4)
8月 1日 (金) ~ 8月 7日 (木)	前学期定期試験期間 (※6)
8月 8日 (金)・8月12日 (火)	予備日 (※7)
8月13日 (水) ~ 9月30日 (火)	夏季休業
9月 1日 (月)	成績開示 (前学期/第2クォーター) (※2)
9月18日 (木)	中間報告会
9月19日 (金)	研究構想報告会
9月19日 (金)	<b>学位授与式 (予定)</b>
9月19日 (金)	授業時間配当表公開
9月20日 (土)	大学院入学選抜試験第1次募集 (予定)
9月20日 (土) ~ 9月21日 (日)	琉大祭
9月24日 (水) ~ 9月26日 (金)	授業科目の仮登録 (後学期/第3・第4クォーター) (※3)
9月30日 (火)	前学期終了
9月30日 (火) ~ 10月15日 (水)	登録調整期間 (後学期/第3・第4クォーター)
10月 1日 (水)	授業開始 (後学期/第3クォーター)
10月 4日 (土) ~ 10月 5日 (日)	琉大祭予備日 (準備・片付け含む)
10月 8日 (水)	<b>大学院特別プログラム入学式 (予定)</b>
10月15日 (水)	授業振替日 (10月13日・月曜第②回目) (※4)
10月22日 (水)	博士後期課程論文予備審査申請締切
11月 6日 (木)	授業振替日 (11月3日・月曜第⑤回目) (※4)
11月19日 (水)	解剖体慰霊祭
12月 3日 (水)	学校推薦型選抜等 (休講)
12月19日 (金)	博士後期課程論文提出締切
12月25日 (木) ~ 1月 4日 (日)	冬季休業
<b>(令和8年)</b>	
1月 5日 (月)	授業開始
1月13日 (火)	授業振替日 (1月12日・月曜第⑬回目) (※4)
1月16日 (金)	大学入学共通テスト準備 (休講)
1月17日 (土) ~ 1月18日 (日)	大学入学共通テスト
1月19日 (月)	博士前期課程学位論文提出
1月22日 (木) ~ 1月30日 (金)	博士前期課程学位論文審査
2月 2日 (月) ~ 2月 6日 (金)	後学期定期試験期間 (※6)
2月 9日 (月) ~ 2月10日 (火)	予備日 (※7)
2月 9日 (月)	博士前期課程学位論文発表会、 9月修了予定者の (特別プログラム含む) 中間報告会及び研究構想報告会
2月11日 (水) ~ 3月31日 (火)	春季休業
2月16日 (月)	大学院入学選抜試験第2次募集 (予定)
2月25日 (水) ~ 2月26日 (木)	一般選抜 (前期日程)
3月 2日 (月)	成績開示 (後学期/第4クォーター) (※2)
3月12日 (木)	一般選抜 (後期日程)
3月24日 (火)	<b>修了式</b>
3月31日 (火)	学年及び後学期終了

[※2] : シラバス及び成績は教務情報システム、時間割配当表は教務情報ウェブサイトで提供する。

[※3] : クォーターとは、前学期と後学期のそれぞれ前半と後半に、8週 (試験を含む) で授業を行う期間のこと。

[※4] : 指定の曜日の振替日とし、本来の曜日の講義・試験・補講・実習を行わない。

[※5] : クォーター科目の期末試験は最終授業時に行う。なお、週1回実施の科目は8回目の授業の後半に実施すること。

[※6] : 試験期間は、期末試験の他に講義・補講等を行うことがある。

[※7] : 予備日は、台風等で全学休講になった日の授業又は定期試験を行う。

[※8] : 博士前期課程及び博士後期課程の学位論文審査日程については、別に記載する (保健学研究科の授業時間配当表を参照)。

# 目 次

1. 保健学研究科長巻頭辞	1
2. 琉球大学大学院学則	2
3. 琉球大学学位規則	32
4. 琉球大学大学院保健学研究科規程	44
5. 琉球大学大学院保健学研究科の学位授与に関する取扱細則	55
6. 琉球大学大学院保健学研究科（博士後期課程）の予備審査委員会の審査事項について	89
7. 琉球大学大学院保健学研究科の学位授与に関する取扱細則についての申合せ	90
8. 琉球大学大学院保健学研究科（博士前期課程）学位論文審査基準	93
9. 琉球大学大学院保健学研究科（博士後期課程）学位論文審査基準	94
10. 学位論文（博士前期課程）作成要領	95
11. 論文提出による学位授与申請の資格要件に関する申合せ	99
12. 琉球大学大学院保健学研究科論文博士の外国語試験実施要項	101
13. 専門看護師受験資格取得に関する取扱細則	102
14. 授業科目の概要	104
15. 授業科目担当教員名簿	114
16. 琉球大学大学院保健学研究科における長期履修制度実施要項	116

## 巻 頭 辞

琉球大学大学院保健学研究科長  
平井 到



大学院保健学研究科への入学、進学おめでとうございます。

皆様は、なぜ、大学院に入学したい、進学したいとお考えになったのでしょうか？ 社会人だった方は、日常の業務で生じた疑問を解決するためでしょうか？ あるいは、再び学問の世界で、様々な探究を深めることを求められたのでしょうか？ 大学生だった方は、卒業研究をさらに発展させたいという希望でしょうか？ あるいは、社会に出るのを一刻でも遅くしたい、学生をもう少し楽しみたいという目論見でしょうか？

大学院は、「一人の研究者として自分の研究をする場」という面があります。大学院保健学研究科には、人間健康開発学領域、国際島嶼保健学領域の二つの領域に、18の分野を設けています。これら分野の教員は医学、保健学、疫学、統計学、分子生物学など幅広い分野の特論や特別研究を提供しています。ですから、自分の所属する領域や分野の科目を履修するだけでなく、時には自分の所属する領域、分野とは異なる教員の提供科目を履修することで、研究者になるために必要な幅広い知識や技術を習得することが出来ると思います。

また、大学院は「研究者としての振舞いを学ぶ場」という面もあります。研究者としては己の興味や探求心に基づいて研究するわけですが、その過程では、必ず、指導教員や他の教員、学生など他者との意見交換や議論といったコミュニケーションを行う必要があります。また、研究を行った証として、その研究成果を発表することが必要です。大学院保健学研究科ではアジアやアフリカ、マイクロネシアなどの地域との共同研究を行っているだけでなく、外国人留学生として多くの大学院生を受け入れています。「グローバル(地球規模の視野で考え、地域で行動する)」という言葉が使われ始めてかなりの年月が経過しています。この素晴らしい研究環境で多くの「他者」と有益なコミュニケーションをおこない、皆様の研究を進めていただければと思います。そして、その研究成果を世界に向けて発信し、研究者としてもさらに発展していただきたいと思います。

皆様の大学院生活が、楽しく充実したものになることを願っています。

# ○琉球大学大学院学則

(昭和 52 年 3 月 26 日制定)

## 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 琉球大学大学院(以下「大学院」という。)は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院のうち専門職大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

(教育研究上の目的)

第 2 条 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科規程等に定めるものとする。

(入学者選抜)

第 3 条 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を備えて行うものとする。

(教育研究活動等の状況の公表)

第 4 条 教育研究活動等の状況の公表については、琉球大学学則(以下「学則」という。)第 3 条の規定を準用する。

## 第 2 章 研究科、課程及び専攻

(研究科)

第 5 条 大学院に次の研究科を置く。

人文社会科学研究科

地域共創研究科

教育学研究科

医学研究科

保健学研究科

理工学研究科

農学研究科

法務研究科

(課程)

第 6 条 地域共創研究科及び農学研究科に修士課程、医学研究科に修士課程及び博士課程、人文社会科学研究科、保健学研究科及び理工学研究科に博士課程、教育学研究科及び法務研究科に専門職学位課程を置く。

2 保健学研究科及び理工学研究科に置く博士課程は、前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱う。

3 人文社会科学研究科に置く博士課程は、博士後期課程とする。

(課程の目的)

第7条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

(専攻及び講座)

第8条 研究科に次の専攻を置く。

人文社会科学研究科

博士後期課程

比較地域文化専攻

地域共創研究科

地域共創専攻

教育学研究科

専門職学位課程

高度教職実践専攻

医学研究科

修士課程

医科学専攻

博士課程

医学専攻

保健学研究科

博士前期課程

保健学専攻

博士後期課程

保健学専攻

理工学研究科

博士前期課程

工学専攻、数理科学専攻、物質地球科学専攻、海洋自然科学専攻

博士後期課程

生産エネルギー工学専攻、総合知能工学専攻、海洋環境学専攻

農学研究科

亜熱帯農学専攻

法務研究科

法務専攻

(鹿児島大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施)

第9条 鹿児島大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては、琉球大学、佐賀大学及び鹿児島大学が協力するものとする。

2 前項に規定する連合農学研究科の連合講座は、佐賀大学農学部並びに鹿児島大学の農学部及び水産学部の教員とともに、琉球大学の農学部及び熱帯生物圏研究センターの教員が担当するものとする。

### 第3章 入学定員及び収容定員

(入学定員及び収容定員)

第10条 第8条の各研究科に置く専攻の入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程、博士前期課程		博士課程、博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人文社会科学研究科	比較地域文化専攻			4人	12人		
地域共創研究科	地域共創専攻	35人	70人				
教育学研究科	高度教職実践専攻					20人	40人
医学研究科	医科学専攻	15人	30人				
	医学専攻			30人	120人		
	小計	15人	30人	30人	120人		
保健学研究科	保健学専攻	10人	20人	3人	9人		
理工学研究科	工学専攻	93人	186人				
	数理科学専攻	10人	20人				
	物質地球科学専攻	16人	32人				
	海洋自然科学専攻	26人	52人				
	生産エネルギー工学専攻			4人	12人		
	総合知能工学専攻			3人	9人		
	海洋環境学専攻			5人	15人		

	小計	145人	290人	12人	36人		
農学研究科	亜熱帯農学専攻	35人	70人				
法務研究科	法務専攻					16人	48人
合計		240人	480人	49人	177人	36人	88人

#### 第4章 標準修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日

##### (標準修業年限)

第11条 課程の標準修業年限は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 修士課程及び博士前期課程 2年
- (2) 博士後期課程 3年
- (3) 医学研究科の博士課程 4年
- (4) 法務研究科の専門職学位課程 3年
- (5) 教育学研究科の専門職学位課程 2年

2 前項第1号の規定にかかわらず、修士課程及び博士前期課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

##### (在学期間)

第12条 在学期間は、標準修業年限の2倍の年数を超えることはできない。

##### (学年、学期及び休業日)

第13条 学年、学期及び休業日については、学則第9条から第11条までの規定を準用する。

#### 第5章 教育課程及び履修方法

##### (教育課程の編成方針)

第14条 大学院は、当該研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を習得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

##### (授業及び研究指導)

第15条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 前項における授業科目の授業及び研究指導は、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第9条第1項各号で定める資格を有し、研究科が認めた教員が行う。

3 第1項の規定にかかわらず、専門職学位課程における教育は、授業科目の授業により行う。この場合において、専門職学位課程は、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行う。

4 前項における授業科目の授業は、専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第5条第1項で定める資格を有し、研究科が認めた教員が行う。

(教育内容等の改善のための組織的な研修)

第16条 大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第17条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、履修した授業科目については、研究科委員会等の議を経て15単位を超えない範囲で認めることができる。

3 前項の規定にかかわらず、法務研究科及び教育学研究科の専門職学位課程にあつては、次に掲げるとおりとする。

(1) 法務研究科にあつては、31単位を超えない範囲で当該研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。

(2) 教育学研究科の専門職学位課程にあつては、24単位を超えない範囲で当該研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。

4 第1項の履修期間は、在学期間に含まれる。

5 他の大学院で履修できる授業科目の種類、単位数、履修方法等については、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第18条 大学院は、各研究科の定めるところにより、学生が職業を有している等の事情により第11条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項による計画的な教育課程の修業年限は、第12条に定める在学期間を超えることはできない。

(入学前の既修得単位等の認定)

第19条 研究科において、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院(他の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準第15条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。)を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、再入学及び転入学の場合を除き、当該研究科において修得した単位以外のものについては、研究科委員会等の議を経て、15 単位を超えない範囲で認めることができる。この場合において、当該単位数は、第 17 条の規定により修得した単位数と合わせて 20 単位を超えないものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、法務研究科及び教育学研究科の専門職学位課程にあつては、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 法務研究科にあつては、第 17 条第 3 項第 1 号の規定により修得した単位と合わせて 30 単位(同条第 3 項第 1 号の規定により 30 単位を超えてみならず単位を除く。)を超えない範囲で認めることができる。
  - (2) 教育学研究科の専門職学位課程にあつては、第 17 条第 3 項第 2 号の規定により修得した単位と合わせて 24 単位を超えない範囲で認めることができる。(授業科目)

第 20 条 大学院には、専攻に応じ、教育上必要な授業科目を開設するものとする。

2 研究科における授業科目及び単位数については、別に定める。

(一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準)

第 21 条 大学院が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、第 26 条の規定により準用する学則第 22 条第 3 項各号に定める時間をもって一単位とする。

(履修方法)

第 22 条 研究科における授業科目の履修方法については、別に定める。

(教育方法の特例)

第 23 条 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

第 24 条 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに 1 年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第 25 条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができ

る。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(学則の準用)

第26条 大学院の授業の方法、各授業科目の単位の計算基準、単位の授与及び授業科目の履修の認定については、学則第19条、第22条及び第23条の規定を準用する。

第26条の2 大学院における特別の課程の履修証明については、学則第18条の規定を準用する。

2 この場合において、学則第18条中「本学」とあるのは「大学院」と読み替えるものとする。

## 第6章 入学、転入学、再入学及び転学

(入学)

第27条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと研究科において認めるときは、学期の初めとすることができる。

(入学資格)

第28条 修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

- (8) 文部科学大臣の指定した者
  - (9) 大学に3年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であつて、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと大学院において認められた者
  - (10) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であつて、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
  - (11) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
- 2 博士後期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
  - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
  - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
  - (7) 文部科学大臣の指定した者
  - (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの
- 3 医学研究科の博士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 大学(医学、歯学、獣医学又は修業年限6年の薬学を履修する課程に限る。以下この項において同じ。)を卒業した者
  - (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士(医学、歯学、獣医学又は薬学)の学位を授与された者
  - (3) 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、獣医学又は薬学)を修了した者

- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、獣医学又は薬学)を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程(医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程に限る。)を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学に4年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと大学院において認められた者
- (9) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

(入学志願手続)

第29条 大学院に入学を志願する者は、入学願書に所定の書類及び検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(入学者の選抜)

第30条 入学志願者に対しては、選抜を行い、研究科委員会等の議を経て、学長が合格者を決定する。

2 前項の選抜は、学力検査、出身大学の調査書等を総合して行うものとする。

3 前項の選抜の方法、時期等についてはその都度定める。

(入学手続及び入学許可)

第31条 合格の通知を受けた者は、所定の書類に入学料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に、入学を許可する。ただし、入学料の免除又は徴収猶予を願い出た者については、入学料の未納にかかわらず入学を許可することができる。

(博士後期課程への進学)

第 32 条 大学院の博士前期課程を修了し、引き続き博士後期課程に進学を志願する者については、当該研究科の定めるところにより、選考の上、研究科長が進学を許可する。  
(転入学)

第 33 条 学長は、他の大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。以下同じ。)の学生で転入学を志願する者については、欠員のある場合に限り、研究科委員会等の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

2 転入学を希望する者は、現に在学する大学院の研究科長の許可書を願書に添付しなければならない。

(再入学)

第 34 条 学長は、第 38 条の規定による退学者で退学後 2 年以内に再入学を志願する者については、研究科委員会等の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

(転学)

第 35 条 他の大学院に転学しようとする者は、研究科長を経て学長の許可を得なければならない。

## 第 7 章 休学、復学、退学及び除籍

(休学)

第 36 条 病気その他やむを得ない理由により 3 か月以上修学することができない者は、休学願いに医師の診断書その他の理由書を添え、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、病気その他の理由により、修学することが適当でないと認められる者については、研究科委員会等の議を経て期間を定め、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、当該学期又は学年の終わりまでとする。ただし、特別の理由があるときは休学期間を延長することができる。

4 休学期間は、通算して次の各号に定める年数を超えることはできない。

(1) 修士課程及び博士前期課程 2 年

(2) 博士後期課程 3 年

(3) 医学研究科の博士課程 4 年

(4) 法務研究科の専門職学位課程 3 年

(5) 教育学研究科の専門職学位課程 2 年

5 休学期間は、第 12 条に規定する在学期間には算入しない。

(復学)

第 37 条 休学期間が満了した者又は休学期間満了前にその理由が消滅した者は、学長の許可を得て復学することができる。

2 病気による休学者が復学しようとするときは、医師の診断書を添付するものとする。

(退学)

第 38 条 大学院を退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第 39 条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会等の議を経て、学長がこれを除籍する。

- (1) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者
- (2) 第 12 条に規定する在学期間を超えた者
- (3) 第 36 条第 4 項に規定する休学期間を超えて、なお復学できない者
- (4) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者
- (5) 休学期間満了後、所定の手続きをしない者
- (6) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は入学料の半額免除若しくは徴収猶予を許可された者で、所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなかった者

(7) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に該当する者(死亡した者を除く。)が、第 58 条に規定する懲戒の手段の対象となっている場合は、学長は、当該手段が終了するまでの間、除籍を留保することができる。この場合において、当該学生が退学処分を受けたときは、除籍を行わない。

3 前 2 項に規定するもののほか、除籍に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第 8 章 課程の修了要件及び学位の授与

(単位の認定)

第 40 条 単位修得の認定は、試験又は研究報告による。

2 試験又は研究報告等の成績により合格した者には、所定の単位を与える。

(成績の評価)

第 41 条 成績の評価は、A、B、C、D 又は F の 5 種の評語をもって表し、A、B、C 及び D を合格とし F を不合格とする。ただし、法務研究科については、別に定める。

2 前項に規定する成績評価の基準は、次のとおりとする。

区分	評語	評点(100 点満点中)	評価の内容
合格	A	90 点以上	到達目標を達成し、極めて優秀な成績を収めている。
	B	80 点以上 90 点未満	到達目標を達成し、優秀な成績を収めている。
	C	70 点以上 80 点未満	到達目標を達成している。
	D	60 点以上 70 点未満	到達目標を最低限達成している。
不合格	F	60 点未満	到達目標を達成していない。

3 成績評価について必要な事項は、各研究科が別に定める。

(成績根拠資料の保存)

第 41 条の 2 科目担当教員は、定期試験に係る試験問題、学生から提出された答案、レポート、出席確認表等（以下「成績根拠資料」という。）を保存しなければならない。

2 成績根拠資料の保存に関し必要な事項は、別に定める。

(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

第 42 条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、大学院に 2 年(2 年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程の修了要件)

第 43 条 博士後期課程の修了要件は、大学院に 3 年以上在学し、12 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 第 11 条第 2 項の規定により標準修業年限を 1 年以上 2 年未満とした修士課程又は博士前期課程を修了した者及び前条第 1 項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者の博士後期課程の修了要件については、前項ただし書中「1 年」とあるのは、「修士課程又は博士前期課程における在学期間を含めて「3 年」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。

(医学研究科の博士課程の修了要件)

第 44 条 医学研究科の博士課程の修了要件は、大学院に 4 年以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に 3 年以上在学すれば足りるものとする。

(法務研究科の専門職学位課程の修了要件)

第 45 条 法務研究科の専門職学位課程の修了要件は、大学院に 3 年以上在学し、94 単位以上を修得し、かつ、3 年修了時において別に定める GPA の一定基準を満たすこととする。

2 前項の在学期間に関しては、第 19 条第 1 項の規定により大学院法務研究科に入学する前に修得した単位(学校教育法第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。)を大学院法務研究科において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により大学院法務研究科の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で大学院法務研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

- 3 法務研究科は、法務研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関しては、第1項に規定する在学期間については1年を超えない範囲で法務研究科が認める期間在学し、同項に規定する単位については1年次配当科目のうち29単位(令和4年10月1日施行後の司法試験法第4条第2項の規定により在学中受験を希望する者については31単位)を超えない範囲で法務研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。
- 4 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことができる期間は、第2項の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。
- 5 第3項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことができる単位数は、第17条及び第19条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位(第3項及び第17条第3項第1号の規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位を除く。)を超えないものとする。

(教育学研究科の専門職学位課程の修了要件)

第46条 教育学研究科の専門職学位課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、48単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。)を修得することとする。

- 2 前項の在学期間に関しては、第19条第1項の規定により大学院教育学研究科専門職学位課程(以下、本項において「当該専門職学位課程」という。)に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後に修得したものに限り。)を当該専門職学位課程において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該専門職学位課程の一部を履修したものと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該専門職学位課程に少なくとも1年以上在学するものとする。
- 3 教育学研究科は、教育上有益であると認めるときは、当該研究科に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、第1項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

(学位の授与)

第47条 修士課程又は博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

- 2 博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。
- 3 専門職学位課程を修了した者には、専門職学位を授与する。
- 4 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 教員の免許状授与の所要資格の取得

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第 48 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 大学院において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	教員の免許状の種類	免許教科
地域共創研究科	地域共創専攻	中学校教諭専修免許状	国語、社会、保健体育、英語
		高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、保健体育、英語
教育学研究科	高度教職実践専攻	小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、英語、宗教
		高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、家庭、工業、英語、情報、農業、商業、水産、福祉、宗教
		特別支援学校教諭専修免許状 (知的障害者) (肢体不自由者) (病弱者)	
		幼稚園教諭専修免許状	
		養護教諭専修免許状	
		栄養教諭専修免許状	
保健学研究科	保健学専攻	養護教諭専修免許状	
理工学研究科	工学専攻	高等学校教諭専修免許状	情報、工業
	数理科学専攻	中学校教諭専修免許状	数学

		高等学校教諭専修免許状	
	物質地球科学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	理科
	海洋自然科学専攻		
農学研究科	亜熱帯農学専攻	高等学校教諭専修免許状	農業

## 第10章 検定料、入学料、授業料及び学修支援料

(検定料、入学料、授業料及び学修支援料)

第49条 検定料、入学料、授業料及び学修支援料の額は、国立大学法人琉球大学料金規程の定めるところによる。

- 2 検定料、入学料及び授業料の徴収方法、免除及び徴収猶予については、学則第47条から第49条まで、第50条及び第51条の規定を準用する。
- 3 第55条に定める法務学修生については、検定料及び入学料は徴収しない。
- 4 法務学修生の学修支援料は、法務研究科を修了後、引き続き法務学修生となった場合、最初の6か月分はこれを徴収しない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、大学院の修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き大学院の博士課程又は博士後期課程に進学する者については、検定料及び入学料を徴収しない。
- 6 第1項の規定にかかわらず、琉球大学工学部及び理工学研究科博士前期課程(数理科学専攻、物質地球科学専攻及び海洋自然科学専攻を除く。)が実施するグローバルエンジニアプログラムを履修する者が、同課程に入学する場合は、検定料及び入学料を徴収しない。
- 7 第1項の規定にかかわらず、教育学部附属小学校及び中学校の教員が、当該校長の許可を得て教育学研究科に入学する場合又は大学院の社会人特別選抜(現職高等学校教員等)により入学する場合は、授業料を徴収しない。ただし、第11条第1項に定める標準修業年限(第18条第1項により長期にわたる教育課程の履修を認められた場合にあつては同条第2項に規定する計画的な教育課程の修業年限)を超えて在学する場合は、その超えた期間の授業料を徴収する。
- 8 大学院に在学する者のうち、人物及び研究業績(学業成績を含む。)が特に優秀と認められる者等(「学術研究優秀者」という。)の授業料を免除する。

- 9 第1項の規定にかかわらず、外国の大学院等と大学院理工学研究科とのダブルディグリープログラムに関する協定に基づく、外国の大学院等の学生に係る検定料、入学料及び授業料は徴収しない。
- 10 第1項の規定にかかわらず、国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラムにより大学院に入学する私費外国人留学生については、入学料は徴収しない。
- 11 第2項の規定にかかわらず、教育学研究科高度教職実践専攻に在学する者については、別に定める基準により、授業料を免除又は徴収猶予する。

(納付した授業料等)

第50条 納付した検定料、入学料、授業料及び学修支援料は還付しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、法務研究科においては、検定料を納付した者が第1段階目の選抜で不合格となった場合には、当該者の申出により、第2段階目の選抜に係る額に相当する額を還付する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、前条第2項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合には、納付した者の申出により当該授業料相当額を還付する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合には、後期分の授業料に相当する額を還付する。

#### 第11章 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、研究生、法務学修生及び外国人学生

(特別聴講学生)

第51条 学長は、大学院において、特定の授業科目を履修しようとする他の大学院の学生があるときは、当該大学との協議に基づき、その履修を認めることができる。

- 2 前項により授業科目の履修を認められた学生は、特別聴講学生と称する。

(特別研究学生)

第52条 学長は、大学院において、研究指導を受けようとする他の大学院の学生があるときは、当該大学との協議に基づき、その受入れを認めることができる。

- 2 前項により受け入れた学生は、特別研究学生と称する。

(科目等履修生)

第53条 学長は、大学院の学生以外の者で、大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、研究科委員会等の議を経て、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

- 2 学則第17条の3の規定により大学院の授業科目の履修を認められた者(以下「早期履修生」という。)は、科目等履修生として取り扱う。この場合において、早期履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第 54 条 学長は、大学院において、特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、研究科委員会等の議を経て、研究生として入学を許可することができる。

(法務学修生)

第 55 条 学長は、法務研究科の課程を修了した者で、司法試験のため大学院の学修環境下で自主学修を希望する者があるときは、法務研究科委員会の議を経て、法務学修生として在籍を許可することができる。

(外国人学生)

第 56 条 学長は、外国人で大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することができる。

2 外国人学生については、定員外とすることができる。

## 第 12 章 賞罰

(表彰)

第 57 条 学生として、表彰に値する行為があった者は、琉球大学学生表彰規程の定めるところにより、学長がこれを表彰する。

(懲戒)

第 58 条 学生が、琉球大学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、学長は、懲戒することができる。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の停学の期間は、第 12 条に規定する在学期間に算入し、第 11 条に規定する標準修業年限には算入しないものとする。ただし、停学の期間が短期(1 か月以下)の場合には、標準修業年限に算入することができる。

4 懲戒による退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

5 懲戒の手続きその他必要な事項については、別に定める。

## 第 13 章 雑則

(準用規定)

第 59 条 学生については、この学則及び研究科規程に定めるもののほか、学則その他学部学生に関する諸規則を準用する。

2 前項の場合において、「学部」とあるのは「研究科」と、「学部長」とあるのは「研究科長」と、「教授会」とあるのは「研究科委員会等」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この学則は、昭和 52 年 5 月 2 日から施行する。

附 則(昭和 52 年 8 月 30 日)

この学則は、昭和 52 年 8 月 30 日から施行する。

附 則(昭和 53 年 4 月 1 日)

この学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 55 年 3 月 27 日)

この学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年 4 月 1 日)

- 1 この学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条の規定にかかわらず、昭和 58 年度における農学研究科各専攻の総定員は、次の表のとおりとする。

農学専攻	22 名
農芸化学専攻	19 名
農業工学専攻	5 名
畜産学専攻	19 名
林学専攻	15 名
小計	80 名

附 則(昭和 58 年 7 月 26 日)

この学則は、昭和 58 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 60 年 2 月 26 日)

この学則は、昭和 60 年 2 月 26 日から施行し、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 60 年 4 月 1 日)

- 1 この学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条の規定にかかわらず、昭和 60 年度における工学研究科各専攻の総定員は、次の表のとおりとする。

機械工学専攻	4 人
建設工学専攻	6 人
電気・情報工学専攻	5 人
小計	15 人

附 則(昭和61年3月31日)

- 1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、昭和61年度における保健学研究科保健学専攻の総定員は、10人とする。

附 則(昭和62年4月1日)

- 1 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、法学研究科法学専攻及び医学研究科各専攻の年度別総定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	昭和62年度
法学研究科	法学専攻	10人

研究科名	専攻名	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度
医学研究科	形態機能系専攻	10人	20人	30人
	生体制御系専攻	13人	26人	39人
	環境生態系専攻	7人	14人	21人

附 則(昭和63年2月23日)

この学則は、昭和63年2月23日から施行する。

附 則(平成元年3月28日)

- 1 この学則は、平成元年3月28日から施行する。
- 2 琉球大学大学院学則の一部を改正する学則(昭和62年4月1日制定)附則第2項の改正規定は、平成元年1月8日から適用する。

附 則(平成2年4月1日)

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、平成2年度における教育学研究科各専攻の総定員は、次の表のとおりとする。

学校教育専攻	5人
教科教育専攻	15人
小計	20人

附 則(平成3年4月1日)

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、平成3年度における工学研究科機械工学専攻の総定員は、12人とする。

附 則(平成3年5月21日)

この学則は、平成3年5月21日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則(平成3年8月27日)

この学則は、平成3年8月27日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則(平成4年3月27日)

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年10月19日)

この学則は、平成5年10月19日から施行する。

附 則(平成5年11月30日)

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月22日)

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、第4条の2の改正規定は、平成6年6月24日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、平成6年度における教育学研究科教科教育専攻の収容定員は、39人とする。

附 則(平成6年9月27日)

この学則は、平成6年9月27日から施行し、平成6年8月10日から適用する。

附 則(平成7年3月28日)

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成7年3月31日に法学研究科の法学専攻、農学研究科の農学専攻、農芸化学専攻、農業工学専攻、畜産学専攻及び林学専攻に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 法学研究科の法学専攻、農学研究科の農学専攻、農芸化学専攻、農業工学専攻、畜産学専攻及び林学専攻は改正後の第2条及び第4条の規定にかかわらず、平成7年3月31日に法学研究科及び農学研究科の当該専攻に在学する者が法学研究科及び農学研究科の当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第5条の規定にかかわらず、人文社会科学研究科の応用法学・社会科学専攻及び地域文化専攻、農学研究科の生物生産学専攻、生産環境学専攻及び生物資源科学専攻の平成7年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

人文社会科学研究科	応用法学・社会科学専攻	17人
	地域文化専攻	17人

	小計	34人
農学研究科	生物生産学専攻	16人
	生産環境学専攻	12人
	生物資源科学専攻	12人
	小計	40人

附 則(平成8年3月26日)

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定にかかわらず、平成8年度における教育学研究科教科教育専攻及び理学研究科各専攻の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員
教育学研究科	教科教育専攻	54人
	小計	54人
理学研究科	数学専攻	14人
	物理学専攻	14人
	化学専攻	12人
	生物学専攻	12人
	海洋学専攻	15人
	小計	67人

附 則(平成9年3月25日)

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成9年3月31日に工学研究科の機械工学専攻、建設工学専攻、電気・情報工学専攻に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 工学研究科の機械工学専攻、建設工学専攻、電気・情報工学専攻は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成9年3月31日に工学研究科の当該専攻に在学する者が工学研究科の当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第5条の規定にかかわらず、工学研究科の各専攻の平成9年度から平成10年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成9年度		平成10年度	
		博士前期課程	博士後期課程	博士前期課程	博士後期課程
工学研究科	機械システム工学専攻	22人			
	環境建設工学専攻	18人			
	電気電子工学専攻	18人			
	情報工学専攻	12人			
	生産エネルギー工学専		4人		8人

	攻				
	総合知能工学専攻		3人		6人
	小計	70人	7人		14人

附 則(平成10年3月31日)

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成10年3月31日に理学研究科の数学専攻、物理学専攻、化学専攻、生物学専攻、海洋学専攻に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 理学研究科の数学専攻、物理学専攻、化学専攻、生物学専攻及び海洋学専攻は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成10年3月31日に理学研究科の当該専攻に在学する者が理学研究科の当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第5条の規定にかかわらず、理工学研究科の各専攻の平成10年度から平成11年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成10年度		平成11年度	
		博士前期課程	博士後期課程	博士前期課程	博士後期課程
理工学研究科	数理科学専攻	12人			
	物質地球科学専攻	20人			
	海洋自然科学専攻	26人			
	生産エネルギー工学専攻		8人		
	総合知能工学専攻		6人		
	海洋環境学専攻		5人		10人
	小計	198人	19人		31人

附 則(平成12年7月25日)

この学則は、平成12年7月25日から施行する。

附 則(平成13年3月30日)

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、平成13年1月6日から施行する。
- 2 平成13年3月31日に人文社会科学研究科の応用法学・社会科学専攻、地域文化専攻に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 人文社会科学研究科の応用法学・社会科学専攻、地域文化専攻は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成13年3月31日に人文社会科学研究科の当該専攻に在学する者が人文社会科学研究科の当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 4 改正後の第5条の規定にかかわらず、人文社会科学研究科の各専攻の平成13年度における収容定員は、次の表のとおりとする

研究科名	専攻名	平成13年度
人文社会科学研究科	総合社会システム専攻	21人
	人間科学専攻	17人
	国際言語文化専攻	13人
	小計	51人

附 則(平成13年9月18日)

この学則は、平成13年9月18日から施行する。

附 則(平成14年12月17日)

この学則は、平成14年12月17日から施行する。

附 則(平成15年3月28日)

- この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 平成15年3月31日に医学研究科の形態機能系専攻、生体制御系専攻、環境生態系専攻に在学していた者については、なお従前の例による。
- 医学研究科の形態機能系専攻、生体制御系専攻、環境生態系専攻は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成15年3月31日に医学研究科の当該専攻に在学する者が医学研究科の当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 改正後の第5条の規定にかかわらず、医学研究科の各専攻の平成15年度から平成17年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成15年度	平成16年度	平成17年度
医学研究科	医科学専攻	25人	50人	75人
	感染制御医科学専攻	13人	26人	39人
	小計	38人	76人	114人

附 則(平成15年4月21日)

この学則は、平成15年4月21日から施行し、平成15年2月1日から適用する。

附 則(平成16年4月1日)

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月15日)

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年1月24日)

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の 30 条の規定にかかわらず、平成 17 年度以前入学者(再入学については、当初の入学年度が平成 17 年度以前入学者)の成績の評価は、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 3 月 16 日)

この学則は、平成 18 年 3 月 16 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 28 日)

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条の規定にかかわらず、人文社会学研究科の比較地域文化専攻の平成 18 年度から平成 19 年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 18 年度		平成 19 年度	
		博士前期課程	博士後期課程	博士前期課程	博士後期課程
人文社会学研究科	比較地域文化専攻		4 人		8 人

附 則(平成 19 年 2 月 27 日)

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条の規定にかかわらず、保健学研究科の保健学専攻の平成 19 年度から平成 20 年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 19 年度		平成 20 年度	
		博士前期課程	博士後期課程	博士前期課程	博士後期課程
保健学研究科	保健学専攻		3 人		6 人

附 則(平成 19 年 4 月 24 日)

この学則は、平成 19 年 4 月 24 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 19 年 9 月 25 日)

この学則は、平成 19 年 9 月 25 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 19 年 11 月 20 日)

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 2 月 6 日)

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 2 月 18 日)

この学則は、平成 20 年 2 月 18 日から施行し、平成 19 年 12 月 26 日から適用する。

附 則(平成 20 年 2 月 28 日)

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 6 月 24 日)

この学則は、平成 20 年 6 月 24 日から施行する。

附 則(平成 20 年 11 月 25 日)

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 1 月 27 日)

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条の規定にかかわらず、観光科学研究科の観光科学専攻の平成 21 年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 21 年度
観光科学研究科	観光科学専攻	6 人

附 則(平成 21 年 3 月 24 日)

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 7 月 28 日)

この学則は、平成 21 年 7 月 28 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 30 日)

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条の規定にかかわらず、理工学研究科博士前期課程の情報工学専攻の平成 22 年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 22 年度
理工学研究科 (博士前期課程)	情報工学専攻	30 人

- 3 改正後の第 5 条の規定にかかわらず、法務研究科法務専攻の平成 22 年度及び平成 23 年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 22 年度	平成 23 年度
法務研究科	法務専攻	82 人	74 人

附 則(平成 22 年 9 月 27 日)

この学則は、平成 22 年 9 月 27 日から施行する。

附 則(平成 23 年 1 月 25 日)

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 2 月 22 日)

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日に農学研究科の生物生産学専攻、生産環境学専攻及び生物資源科学専攻に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 農学研究科の生物生産学専攻、生産環境学専攻及び生物資源科学専攻は改正後の第 4 条の規定にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日に農学研究科の当該専攻に在学する者が農学研究科の当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第 5 条の規定にかかわらず、理工学研究科博士前期課程及び農学研究科修士課程の各専攻の平成 23 年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 23 年度
理工学研究科 (博士前期課程)	機械システム工学専攻	49 人
	環境建設工学専攻	42 人
	電気電子工学専攻	42 人
	情報工学専攻	36 人
	数理科学専攻	22 人
	物質地球科学専攻	36 人
	海洋自然科学専攻	52 人
農学研究科	亜熱帯農学専攻	35 人
	(従前の専攻)	
	生物生産学専攻	16 人
	生産環境学専攻	12 人
	生物資源科学専攻	12 人

附 則(平成 23 年 9 月 27 日)

この学則は、平成 23 年 9 月 27 日から施行する。

附 則(平成 24 年 2 月 28 日)

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 32 条の 2 第 2 項の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日に人文社会科学研究科の国際言語文化専攻に在学していた者については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 3 月 27 日)

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 7 月 24 日)

この学則は、平成 24 年 7 月 24 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 25 年 2 月 19 日)

この学則は、平成 25 年 2 月 19 日から施行し、平成 24 年度入学者から適用する。

附 則(平成 25 年 6 月 25 日)

この学則は、平成 25 年 6 月 25 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 26 年 3 月 25 日)

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 3 月 31 日に医学研究科博士課程に在学していた者については、なお従前の例による。
- 3 医学研究科の医科学専攻、感染制御医科学専攻は、改正後の第 4 条の規定にかかわらず、平成 26 年 3 月 31 日に医学研究科の当該専攻に在学する者が医学研究科の当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第 5 条の規定にかかわらず、医学研究科博士課程の各専攻の平成 26 年度から平成 28 年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
医学研究科	医学専攻	30 人	60 人	90 人
	(従前の専攻)			
	医科学専攻	75 人	50 人	25 人
	感染制御医科学専攻	39 人	26 人	13 人
	小計	144 人	136 人	128 人

附 則(平成 27 年 10 月 21 日)

この学則は、平成 27 年 10 月 21 日から施行する。

附 則(平成 28 年 2 月 23 日)

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条の規定にかかわらず、教育学研究科の学校教育専攻、教科教育専攻及び高度教職実践専攻の平成 28 年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 28 年度
教育学研究科	学校教育専攻	8 人
	教科教育専攻	36 人
	高度教職実践専攻	14 人
	小計	58 人

附 則(平成 28 年 3 月 22 日)

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 2 月 8 日)

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 8 日)

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 12 月 20 日)

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 24 条第 2 項の規定については、平成 29 年 12 月 20 日から適用する。

附 則(平成 29 年 12 月 27 日)

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 6 月 27 日)

この学則は、平成 30 年 6 月 27 日から施行する。

附 則(平成 30 年 12 月 26 日)

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 2 月 27 日)

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 教育学研究科特別支援教育専攻は、改正後の第 8 条の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日に教育学研究科の特別支援教育専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する教育学研究科特別支援教育専攻に在学する者については、当該所要資格を取得できる教育の免許状の種類は、改正後の第 48 条第 2 項にかかわらず、なお、従前の例による。
- 4 教育学研究科の特別支援教育専攻、教科教育専攻及び高度教職実践専攻の平成 31 年度における収容定員は、改正後の第 10 条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	平成 31 年度
教育学研究科	特別支援教育専攻	3 人
	教科教育専攻	21 人
	高度教職実践専攻	34 人

附 則(令和 2 年 2 月 19 日)

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 教育学研究科修士課程は、改正後の第 8 条の規定にかかわらず、令和 2 年 3 月 31 日に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 3 前項の規定により存続する教育学研究科修士課程に在学する者については、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、改正後の第 48 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 改正後の第 10 条の規定にかかわらず、教育学研究科の学校教育専攻及び教科教育専攻の令和 2 年度における収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	令和 2 年度
教育学研究科	学校教育専攻	3 人
	教科教育専攻	9 人

附 則(令和 3 年 3 月 17 日)

- 1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 17 条第 3 項第 1 号及び第 45 条の規定については、平成 31 年度入学生から適用する。
- 2 理工学研究科の機械システム工学専攻、環境建設工学専攻、電気電子工学専攻及び情報工学専攻は、改正後の第 8 条の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日に同専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する理工学研究科の機械システム工学専攻、環境建設工学専攻、電気電子工学専攻及び情報工学専攻に在学する者については、当該所要資格を取得できる教育の免許状の種類は、改正後の第 48 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 理工学研究科の機械システム工学専攻、環境建設工学専攻、電気電子工学専攻及び情報工学専攻の令和 3 年度における収容定員は、改正後の第 10 条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	令和 3 年度
理工学研究科	機械システム工学専攻	27 人
	環境建設工学専攻	24 人
	電気電子工学専攻	24 人
	情報工学専攻	18 人

- 5 改正後の第 17 条第 3 項第 1 号及び第 45 条の規定にかかわらず、平成 30 年度以前に法務研究科に在学していた者については、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 9 月 29 日)

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則を施行するために必要な手続その他の行為は、この学則の施行前においても行うことができる。
- 3 人文社会科学研究科の総合社会システム専攻、人間科学専攻、国際言語文化専攻及び観光科学研究科の観光科学専攻は、改正後の第 8 条の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 31 日に同専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 4 人文社会科学研究科の総合社会システム専攻、人間科学専攻、国際言語文化専攻、観光科学研究科の観光科学専攻及び地域共創研究科の地域共創専攻の令和4年度における収容定員は、改正後の第10条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	令和4年度
人文社会科学研究科	総合社会システム専攻	17人
	人間科学専攻	16人
	国際言語文化専攻	12人
観光科学研究科	観光科学専攻	6人
地域共創研究科	地域共創専攻	35人

附 則(令和4年3月2日)

- この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 附則(令和3年9月29日)第3項の規定により存続する人文社会科学研究科の総合社会システム専攻、人間科学専攻及び国際言語文化専攻に在学する者については、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、改正後の第48条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和5年3月30日)

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年7月28日)

この学則は、令和5年7月28日から実施し、令和5年4月1日から適用する。

附 則(令和6年3月27日)

- この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 改正後の第58条の規定は、施行日以降に付議された懲戒事案から適用する。

## ○琉球大学学位規則

(昭和 62 年 4 月 1 日制定)

第 1 条 この規則は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条第 1 項、琉球大学学則第 44 条第 2 項及び琉球大学大学院学則第 47 条第 4 項の規定に基づき、琉球大学(以下「本学」という。)が行う学位授与の論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関する必要な事項を定める。

(学士の学位授与の要件)

第 2 条 学士の学位授与は、本学を卒業した者に対し行う。

(修士の学位授与の要件)

第 3 条 修士の学位の授与は、本学大学院修士課程(保健学研究科及び理工学研究科においては、博士前期課程をいう。以下「修士課程」という。)を修了した者に対し行う。

(博士の学位授与の要件)

第 4 条 博士の学位の授与は、本学大学院博士課程を修了した者に対し行う。

(専門職学位の授与の要件)

第 4 条の 2 専門職学位の授与は、本学大学院専門職学位課程を修了した者に対し行う。

(論文提出による博士)

第 5 条 第 4 条に定めるもののほか、博士の学位の授与は、本学大学院の行う博士の学位論文の審査に合格し、かつ、本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力の確認」という。)された者に対し行うことができる。

(学位論文の提出)

第 6 条 修士の学位論文(大学院学則第 42 条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。)及び博士の学位論文は、研究科長に提出する。

2 本学大学院の課程を経る者の博士の学位論文は、学位審査願、論文目録、論文要旨及び履歴書を添え、研究科長を経て学長に提出する。

(学位授与の申請)

第 7 条 第 5 条の規定による学位授与の申請をしようとする者は、学位申請書に学位論文、論文目録、論文要旨及び履歴書並びに所定の審査料を添え、研究科長を経て学長に申請する。

2 本学大学院の博士課程に所定の標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が学位論文を提出するときは、前項の規定による。ただし、退学後 1 年以内に論文を提出したときは、審査料を免除する。

第 8 条 提出する学位論文は、1 編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

第 9 条 研究科委員会(医学研究科にあつては教授会をもって充てる。以下「研究科委員会等」という。)は、審査のため必要があるときは、論文の訳本、模型及び標本等の提出を求めることができる。

第 10 条 受理した学位論文は、返付しない。

(審査の付託)

第 11 条 研究科長並びに学長は、第 6 条及び第 7 条の規定による学位論文を受理したときは、研究科委員会等に審査を付託しなければならない。

(学位論文の審査)

第 12 条 研究科委員会等は、学位論文の審査を付託されたときは、審査会を設置し、その審査を委嘱しなければならない。

2 審査会は、3 人以上の審査委員をもって組織する。

3 審査会は、学位論文の審査のほか最終試験、又は学力の確認を行う。

4 各研究科は、学位論文の審査に当たって必要があるときは、他の大学院又は研究所等の教員等に審査委員として協力を求めることができる。

(最終試験)

第 13 条 最終試験は、学位論文の審査終了後、学位論文を中心としてこれに関連のある科目について、口頭又は筆答によって行う。

(学力の確認)

第 14 条 第 5 条の規定による学力の確認は、専攻の学術に関し、本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学識及び研究能力について、口頭又は筆答によって行う。この場合外国語は、研究科委員会等が特別の理由があると認めた場合を除いて、2 種類を課する。

2 本学大学院の博士課程に所定の標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が退学後 3 年以内に学位論文を提出したときは、前項の学力の確認を免除することができる。

(審査の期間)

第 15 条 学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認は、修士にあつては、その在学期間中に、博士にあつては、学位論文を受理した日から 1 年以内に終了しなければならない。

(研究科委員会等への報告)

第 16 条 審査会は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、その審査要旨に意見を付して、最終試験又は学力の確認の成績とともに、文書で研究科委員会等に報告しなければならない。

(研究科委員会等の議決)

第 17 条 研究科委員会等は、前条の報告に基づいて審議し、学位授与の可否を議決する。

2 前項の議決は、出席委員の 3 分の 2 以上の賛成がなければならない。

(学長への報告)

第 18 条 学部長は、教授会が学士の学位授与の可否を議決したときは、その結果を文書で学長に報告しなければならない。

2 研究科長は、研究科委員会等が前条第 1 項の議決をしたときは、学位論文の審査要旨、最終試験又は学力の確認の成績を添えて議決の結果とともに、文書で学長に報告しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、法務研究科及び教育学研究科の研究科長は、当該研究科委員会が専門職学位の学位授与の可否を議決したときは、その結果を文書で学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第 19 条 学長は、前条の報告に基づき、学位授与の可否を決定し、授与すべき者には、所定の学位記を交付し、授与できない者には、その旨を本人に通知する。

2 学長は、前項によって学位を授与したときは、当該学部長又は研究科長に通知する。

(博士の学位授与の報告)

第 20 条 学長は、博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 12 条の規定により、文部科学大臣に報告する。

(博士の学位論文要旨の公表)

第 21 条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から 3 月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨を本学の学術リポジトリの利用により公表する。

(博士の学位論文の公表)

第 22 条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、研究科長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供する。

3 博士の学位を授与された者が行う前 2 項の規定による公表は、本学の学術リポジトリの利用により行うものとする。

(専攻分野の名称)

第 22 条の 2 学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記する。

2 専攻分野の名称は、次の表のとおりとする。

(学士の専攻分野の名称)

学部	学科	名称
人文社会学部	国際法政学科	法学、政策科学・国際関係論
	人間社会学科	人文社会
	琉球アジア文化学科	人文社会
国際地域創造学部	国際地域創造学科	観光学、経営学、経済学、人文学
教育学部		教育学
理学部		理学
医学部	医学科	医学
	保健学科	保健学
工学部		工学
農学部	亜熱帯地域農学科	農学
	亜熱帯生物資源科学科	
	地域農業工学科	
	亜熱帯農林環境科学科	

(修士又は博士の専攻分野の名称)

研究科	名称	
	修士	博士
人文社会科学研究科		学術
地域共創研究科	公共社会、経済経営、言語表象、文化・環境、臨床心理	
医学研究科	医科学	医学
保健学研究科	保健学	保健学
理工学研究科	理学、工学	理学、工学、学術
農学研究科	農学	

(専門職学位課程において授与する学位)

第22条の3 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2の規定に基づき、専門職学位課程において授与する学位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法務研究科の専門職学位課程において授与する学位は、法務博士(専門職)とする。
  - (2) 教育学研究科の専門職学位課程において授与する学位は、教職修士(専門職)とする。
- (学位の名称)

第23条 本学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは「琉球大学」と付記しなければならない。

(学位授与の取消し)

第24条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、学士にあつては教授会、修士、博士及び専門職学位にあつては研究科委員会等の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表する。

2 教授会又は研究科委員会等において前項の議決をする場合は、学士にあつては教授会規程の規定、修士、博士及び専門職学位にあつては、第17条第2項の規定を準用する。

(学位記の様式)

第25条 学位記の様式は、学士にあつては、別表第1、修士にあつては別表第2、博士にあつては別表第3又は第4、専門職学位にあつては別表第5又は第6のとおりとする。

(雑則)

第26条 この規則で定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、学部長又は研究科長が学長の承認を経て定めることができる。

(改廃)

第27条 この規程の改廃は、教育研究評議会の審議及び役員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成2年4月1日)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成3年8月27日)

この規則は、平成3年8月27日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則(平成5年9月28日)

- 1 この規則は、平成5年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第22条の2第2項の規定にかかわらず、従前の規定による法文学部の文学科、史学科及び社会学科の学生については、なお従前の例による。

附 則(平成7年3月28日)

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成7年3月31日に大学院法学研究科修士課程に在学する者については、改正後の第22条の2第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月25日)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月31日)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成10年3月31日に大学院理学研究科修士課程に在学していた者については、改正後の第22条の2第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成13年3月30日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第20条の改正規定は、平成13年1月6日から適用する。
- 2 平成13年3月31日に大学院人文社会科学研究科に在学していた者については、改正後の第22条の2第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月15日)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月28日)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月27日)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月25日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。  
(法文学部総合社会システム学科の経過措置)
- 2 平成19年3月31日に総合社会システム学科に在学していた者で、引き続き同学科に在学するものについては、改正後の第22条の2第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(法文学部産業経営学科の経過措置)

- 3 平成20年3月31日に法文学部産業経営学科に在学していた者で、引き続き同学科に在学するものについては、改正後の第22条の2第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。なお、平成20年4月1日から観光産業科学部産業経営学科に在学するものについては、改正後の第22条の2第2項の規定に基づき学位を授与するものとする。

附 則(平成21年1月27日)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年9月25日)

- 1 この規則は、平成25年9月25日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第21条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第22条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則(平成28年2月23日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年2月28日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 法文学部及び観光産業科学部に在学する者については、改正後の第22条の2第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和4年3月23日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日に大学院教育学研究科修士課程に在学する者については、改正後の第22条の2第2項及び第25条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和4年3月31日に大学院人文社会科学研究科博士前期課程及び大学院観光学研究科修士課程に在学する者については、改正後の第22条の2及び第25条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和6年3月12日)

この規則は、令和6年3月12日から施行する。

別表第1

(大学を卒業した場合)

(A4判)

第 号

卒業証書・学位記

大 学 印

氏 名

年 月 日生

本学〇〇学部〇〇〇〇学科

所定の課程を修めて本学を

卒業したことを認め学士(〇〇)

の学位を授与する

年 月 日

琉球大学〇〇学部長

琉球大学長

氏 名 印

氏 名 印

別表第2

(大学院の修士課程又は博士前期課程を修了した場合)

(A4判)

□は研究科の頭文字を記入する。ただし、保健学及び理工学研究科にあつては、保健及び理工とする。

		□修第		号
学 位 記				
大 学 印	氏 名			
		年 月 日生		
<p>本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の修士課程（博士前期課程） において所定の単位を修得し学位論文（特定の課題について の研究の成果）の審査及び最終試験に合格したので修士（〇〇） の学位を授与する</p>				
年 月 日				
琉 球 大 学 長				
		氏 名	印	

別表第3

(大学院の博士課程を修了した場合)

(A4判)

保健及び理工とする。

□は研究科の頭文字を記入する。ただし、保健学及び理工学研究科にあつては、

		□研第		号	
学		位		記	
大学印		氏		名	
		年		月	日生
本学大学院〇〇研究科 〇〇専攻の博士課程において					
所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格					
したので博士(〇〇)の学位を授与する					
		年		月	日
琉球大学長					
氏		名		印	

別表第4

(論文提出による場合)

(A4判)

□は研究科の頭文字を記入する。ただし、保健学及び理工学研究科にあつては、保健及び理工とする。

	学 位 記	□論第	号
大 学 印	氏 名		
年 月 日生			
本学に学位論文を提出し所定の審査及び最終試験に合格 したので博士(〇〇)の学位を授与する			
年 月 日			
琉 球 大 学 長			
		氏 名	印

別表第5

(法務研究科(専門職学位課程)を修了した場合)

(A4判)

		法研第	号
学 位 記			
大学印	氏 名		
	年 月 日生		
本学大学院法務研究科法務専攻専門職学位課程において所定の単位を修得し一定の成績を修めたので法務博士(専門職)の学位を授与する			
		年 月 日	
		琉球大学長	
氏 名		印	

別表第6

(教育学研究科高度教職実践専攻(専門職学位課程)を修了した場合)

(A4判)

教職修第		号
学 位 記		
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 80px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">大 学 印</div>	氏 名	
	年 月 日生	
本学大学院教育学研究科高度教職実践専攻専門職学位課程において所定の単位を修得し一定の成績を修めたので教育博士(専門職)の学位を授与する		
年 月 日		
琉 球 大 学 長		
氏 名		<div style="border: 1px dashed black; width: 80px; height: 50px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">印</div>

## 琉球大学大学院保健学研究科規程

〔 昭和 61 年 4 月 1 日 〕  
制 定

(趣 旨)

**第 1 条** この規程は、国立大学法人琉球大学組織規則第 29 条第 4 項の規定に基づき、琉球大学大学院学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、琉球大学大学院保健学研究科（以下「研究科」という。）の授業科目、単位、履修方法その他必要な事項を定める。

(教育研究上の目的)

**第 1 条の 2** 本研究科は、広い視野に立って精深な学識を授け、心身ともに豊かな健康・長寿に資する高度な研究能力を有する保健学分野の研究者及び指導者を養成することを目的とする。

(教育研究分野)

**第 2 条** 研究科の専攻に、次の教育研究領域、教育研究分野を置く。

博士前期課程

保健学専攻 人間健康開発学領域 学校保健学、精神保健看護学、母子看護学、在宅看護学、高齢期看護学、がん・緩和看護学、生体情報解析学、生体代謝学、生体機能学、疫学・行動科学

国際島嶼保健学領域 生物統計学、国際地域保健学、地域看護学、基礎看護学、血液免疫学、保健微生物学、形態病理学、女性保健看護学、環境保健学

博士後期課程

保健学専攻 人間健康開発学領域 精神健康開発学、母子支援看護学、在宅看護開発学、高齢期支援看護学、緩和看護学、生理機能解析学、生体代謝解析学、生体機能解析学、ヘルスプロモーションサイエンス、疫学・行動科学

国際島嶼保健学領域 生物統計学、国際地域保健学、島嶼地域看護学、国際看護学、血液免疫解析学、形態病態解析学、病原微生物解析学、国際女性保健学、環境保健学

(指導教員)

**第 3 条** 学生の研究及び論文の指導のため指導教員を置く。

- 2 指導教員は、教育研究分野を担当する専任の教授をもって充てる。ただし、必要があるときは、博士前期課程では琉球大学大学院保健学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）、博士後期課程では博士後期課程委員会で認めた准教授をもって充てることができる。
- 3 指導教員は、学生の研究を指導し、あわせて学生の授業科目の履修などに適切な助言を行うものとする。
- 4 指導教員の変更は、原則として認めない。ただし、特別の事情が生じた場合に限り、研究科委員会の議を経て変更を認めることがある。

(教育方法の特例)

**第3条の2** 研究科における授業及び研究指導は、研究科委員会が教育上特に必要と認める場合に限り、別に定める特定の時間に行うことができる。

(授業科目及び履修方法)

**第4条** 研究科における授業科目及び単位数は、別表に掲げるとおりとする。

2 毎年度に開講する授業科目の内容、評価方法等は、学年の始めに授業科目日程・内容(シラバス)により公示する。

3 学生は別表に掲げるところにより、所定の単位を修得しなければならない。

4 学生は履修しようとする授業科目を当該科目担当教員の承認を得て、各学期に所定の様式により研究科長に届け出なければならない。

(他の研究科等における授業科目の履修)

**第5条** 学生は、研究科委員会の承認を得て、学則第17条の規定に基づき、他の大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、15単位を超えない範囲で第4条に規定する単位として認めることができる。

(他の大学院等における研究指導)

**第6条** 学生は、研究科委員会の承認を得て、学則第25条の規定に基づき、他の大学院又は研究所等において研究指導を受けることができる。

(研究課題)

**第7条** 学生は、入学後所定の期日までに指導教員の承認を得て研究課題を定め、研究計画書(様式第1号)により研究科長に届けなければならない。

2 主指導教員は、研究指導の計画を学生にあらかじめ明示するものとする。

(単位の認定)

**第8条** 各授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告等により担当教員が行う。

2 病気その他やむを得ない事由により、試験を受けることができなかつた者については追試験を行うことができる。

3 追試験の時期は、研究科委員会が別に定める。

(成績の評価)

**第8条の2** 成績の評価は、定期試験の成績、授業への出席状況、課題への取組み、研究報告等を考慮して行う。授業の3分の1以上を欠席した者には単位を与えない。

2 成績評価の基準は、学則第41条に定めるとおりとする。

(学位論文及び最終試験)

**第9条** 学位論文の提出及び最終試験を受ける者は、所定の在学期間中に第4条別表により、博士前期課程にあっては、30単位以上を修得している者、博士後期課程にあっては、14単位以上を修得している者とする。

2 学位論文は、所定の期日までに指導教員の承認を得て研究科長に提出しなければならない

い。

3 学位論文の審査及び最終試験に関し、必要な事項は別に定める。

(修了の要件)

**第10条** 課程修了の要件は、博士前期課程では大学院に2年以上在学し、第4条別表により所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。博士後期課程では、大学院に3年以上在学し、第4条別表により所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(専門看護師に関する履修科目等)

**第11条** 専門看護師受験資格取得に関する履修科目、履修方法については、別に定める。

(雑 則)

**第12条** この規程に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

(改 廃)

**第13条** この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て研究科長が行う。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年4月1日)

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年3月6日)

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年11月4日)

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年1月6日)

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年4月1日)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年4月1日)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年10月1日)

この規程は、平成10年10月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月3日)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成 11 年 9 月 22 日）

この規程は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 21 日）

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 21 日）

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 21 日）

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 11 月 6 日）

この規程は、平成 14 年 11 月 6 日から施行し、平成 14 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 15 年 11 月 5 日）

この規程は、平成 15 年 11 月 5 日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 16 年 4 月 1 日）

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 5 月 11 日）

この規程は、平成 17 年 5 月 11 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年 2 月 1 日）

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 2 月 7 日）

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 7 日）

1. この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
2. 平成 19 年 3 月 31 日に保健学研究科の保健学専攻に在学していた者については、なお従前の例による。
3. 保健学研究科の保健学専攻は、改正後の第 2 条の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日に保健学研究科保健学専攻に在学していた者が、当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成 22 年 3 月 19 日）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 10 月 6 日）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 2 月 1 日）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 6 日）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 2 月 7 日）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 5 日）

この要項は、平成 31 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 31 年 2 月 6 日）

この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 4 日）

この要項は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 6 月 3 日）

この要項は、令和 2 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 10 日）

この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 6 月 2 日）

この要項は、令和 3 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 3 月 2 日）

この要項は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年 5 月 10 日）

この規程は、令和 5 年 5 月 10 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 6 年 2 月 7 日）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 10 月 2 日）

この規程は、令和 6 年 10 月 2 日から施行し、令和 6 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（令和 7 年 3 月 5 日）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(様式第 1 号)

## 研究計画書

年 月 日

保健学研究科長 殿

○○課程 ○○専攻 ○年次

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

研究題目
研究目的
研究計画
指導教員 _____

別表（第4条関係）博士前期課程

専攻名	教育研究領域	授業科目	年次及単位	
			1年～2年	単位
保健学専攻	共通必修	保健学研究方法	1	2
		保健学特論	1	2
	人間健康開発学領域	学校保健学特論	1, 2	2
		精神保健看護学特論	1, 2	2
		母子看護学特論	1, 2	2
		在宅看護学特論	1, 2	2
		高齢期看護学特論	1, 2	2
		がん看護学特論	1	2
		生体情報解析学特論	1, 2	2
		生体代謝学特論	1, 2	2
		生体機能学特論	1, 2	2
		疫学特論	1, 2	2
		熱帯医学	1, 2	2
		特別演習（学校保健学）	1, 2	2
		特別演習（精神保健看護学）	1, 2	2
		特別演習（母子看護学）	1, 2	2
		特別演習（在宅看護学）	1, 2	2
		特別演習（高齢期看護学）	1, 2	2
		特別演習（がん看護学）	1, 2	2
		特別演習（生体情報解析学）	1, 2	2
		特別演習（生体代謝学）	1, 2	2
		特別演習（生体機能学）	1, 2	2
	特別演習（疫学）	1, 2	2	
	特別研究	1, 2	8	
	専門看護師教育課程対応授業科目（付表のとおり）			
	国際島嶼保健学領域	環境保健学特論	1, 2	2
		生物統計学特論	1, 2	2
		国際地域保健学特論	1, 2	2
		地域看護学特論	1, 2	2
		基礎看護学特論	1, 2	2
		血液免疫学特論	1, 2	2
		保健微生物学特論	1, 2	2
		女性保健看護学特論	1, 2	2
		形態病理学特論	1, 2	2
		アジア・太平洋地域の保健医療	1, 2	2
		公衆衛生研究Ⅰ	1, 2	2
		公衆衛生研究Ⅱ	1, 2	2
		特別演習（環境保健学）	1, 2	2
		特別演習（生物統計学）	1, 2	2
		特別演習（国際地域保健学）	1, 2	2
		特別演習（地域看護学）	1, 2	2
		特別演習（基礎看護学）	1, 2	2
特別演習（女性保健看護学）		1, 2	2	
特別演習（血液免疫学）		1, 2	2	
特別演習（保健微生物学）		1, 2	2	
特別演習（形態病理学）	1, 2	2		
特別研究	1, 2	8		
専門看護師教育課程対応授業科目（付表のとおり）				

修了に必要な履修単位数 計30単位以上

- ・ 必修 16単位
  - 保健学研究方法 2単位
  - 保健学特論 2単位
  - 特別演習 \*2単位
  - 特別演習 \*2単位
  - 特別研究 \*8単位

（\*当該指導教員が提供する科目）
- ・ 選択 14単位以上
  - 所属する教育研究領域から \*\*8単位以上
  - （当該指導教員が提供する特論および特別演習各2単位はこれに含めない。）
  - 他領域から \*\*6単位以上
  - \*\*CNS共通科目は両領域に含むことができる。
  - \*\*CNS専攻分野共通科目、CNS専攻分野専門科目及びCNS実習科目は所属する領域に含むことができる。

注：専門看護師教育課程を選択する者は「専門看護師受験資格取得に関する取扱細則」を参照のこと

別表（第4条関係）博士後期課程

専攻名	教育研究領域	授業科目	年次及単位	
			1年～2年	単位
保健学専攻	共通必修	保健学特別講義	1	2
	人間健康開発学領域	人間健康開発学特論	1	2
		ヘルスプロモーションサイエンス特論	1, 2	2
		精神健康開発学特論	1, 2	2
		母子支援看護学特論	1, 2	2
		在宅看護開発学特論	1, 2	2
		高齢期支援看護学特論	1, 2	2
		緩和看護学特論	1, 2	2
		生理機能解析学特論	1, 2	2
		生体代謝解析学特論	1, 2	2
		生体機能解析学特論	1, 2	2
		疫学・行動科学特論	1, 2	2
		熱帯医学特論	1, 2	2
		特別研究Ⅰ	1	4
		特別研究Ⅱ	2	4
	国際島嶼保健学領域	国際島嶼保健学特論	1	2
		応用生物統計学特論	1, 2	2
		国際地域保健学特論	1, 2	2
		島嶼地域看護学特論	1, 2	2
		国際看護学特論	1, 2	2
		血液免疫解析学特論	1, 2	2
		形態病態解析学特論	1, 2	2
		病原微生物解析学特論	1, 2	2
		国際女性保健学特論	1, 2	2
		環境保健学特論	1, 2	2
		公衆衛生研究手法特別演習Ⅰ	1, 2	2
公衆衛生研究手法特別演習Ⅱ		1, 2	2	
特別研究Ⅰ	1	4		
特別研究Ⅱ	2	4		

修了に必要な履修単位数 必修14単位

<人間健康開発学領域>

保健学特別講義 2単位  
 人間健康開発学特論 2単位  
 特論 \*2単位  
 特別研究 \*8単位

(\*当該指導教員が提供する科目)

<国際島嶼保健学領域>

保健学特別講義 2単位  
 国際島嶼保健学特論 2単位  
 特論 \*2単位  
 特別研究 \*8単位

(\*当該指導教員が提供する科目)

附表

専門看護師教育課程対応授業科目

【がん看護専攻教育課程】

区 分	授 業 科 目	対象年次	単 位	備 考
共通科目	看護管理学特論	1	2	
	看護理論特論	1	2	
	看護研究特論	1	2	
	コンサルテーション論	1	2	
	フィジカルアセスメント特論	1	2	
	病態生理学特論	1	2	
	臨床薬理学特論	1	2	
	小 計		14	
専攻分野共通科目	がん治療学特論	1	2	
	がん看護学特論	1	2	
	がん看護援助特論	1	2	
	小 計		6	
専攻分野専門科目	緩和ケア特論	1	2	
	緩和医療学特論	1	2	
	緩和ケア特別演習Ⅰ	1	2	
	緩和ケア特別演習Ⅱ	2	2	
	小 計		8	
実習科目	がん看護学特別実習Ⅰ	1	2	
	がん看護学特別実習Ⅱ	2	4	
	がん看護学特別実習Ⅲ	2	4	
	小 計		10	
	合 計		38	

## 教育職員免許（養護教諭専修免許）取得に関する科目

教育職員免許法施行規則 に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目				備考
	教育研究領域	科目名	単位数		
			必修	選択	
養護に関する科目 (大学が独自に 設定する科目)	共通必修	保健学研究方法	2		選択科目 から12単 位選択必 修
		保健学特論	2		
	人間健康開発学 領域	学校保健学特論		2	
		精神保健看護学特論		2	
		母子看護学特論		2	
		在宅看護学特論		2	
		高齢期看護学特論		2	
		がん看護学特論		2	
		生体情報解析学特論		2	
		生体代謝学特論		2	
		生体機能学特論		2	
		疫学特論		2	
		熱帯医学		2	
		特別演習(学校保健学)		2	
		特別演習(精神保健看護学)		2	
		特別演習(在宅看護学)		2	
		特別演習(高齢期看護学)		2	
		特別演習(がん看護学)		2	
		特別演習(生体情報解析学)		2	
		特別演習(生体代謝学)		2	
		特別演習(生体機能学)		2	
	特別演習(疫学)		2		
	特別研究	8			
国際島嶼保健学 領域	環境保健学特論		2		
	国際地域保健学特論		2		
	地域看護学特論		2		

教育職員免許法施行規則 に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目				備考
	教育研究領域	科目名	単位数		
			必修	選択	
養護に関する科目 (大学が独自に 設定する科目)	国際島嶼保健学 領域	基礎看護学特論		2	選択科目 から12単 位選択必 修
		女性保健看護学特論		2	
		血液免疫学特論		2	
		保健微生物学特論		2	
		生物統計学特論		2	
		形態病理学特論		2	
		アジア・太平洋地域の保健医療		2	
		公衆衛生研究Ⅰ		2	
		公衆衛生研究Ⅱ		2	
		特別演習(生物統計学)		2	
		特別演習(国際地域保健学)		2	
		特別演習(地域看護学)		2	
		特別演習(基礎看護学)		2	
		特別演習(女性保健看護学)		2	
		特別演習(血液免疫学)		2	
		特別演習(保健微生物学)		2	
		特別演習(形態病理学)		2	
特別研究	8				
合計			12	12	

※養護専修免許の取得にあたっては、養護教諭一種免許を取得していること

教員の免許状取得のために必要な履修単位数

(選択必修科目の単位数を含む) 合計 24単位

○必修科目の単位数 12単位

保健学研究方法 2単位

保健学特論 2単位

特別研究 \*8単位 (\*当該指導教員が提供する科目)

○選択科目の単位数 12単位以上

特論、特別演習を含む76単位のうちから12単位を選択

## ○琉球大学大学院保健学研究科の学位授与に関する取扱細則

(平成 19 年 9 月 5 日制定)

### 第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、琉球大学学位規則(以下「規則」という。)第 26 条の規定に基づき、琉球大学大学院保健学研究科(以下「研究科」という。)における学位授与(琉球大学大学院保健学研究科規程第 9 条第 3 項の規定による学位論文の審査及び最終試験の実施に関する事項を含む。)に関し、必要な事項を定める。

### 第 2 章 博士前期課程修了による学位(修士)の授与

(学位論文提出の資格要件)

第 2 条 博士前期課程に在籍する学生で学位論文を提出できる者は、1 年以上在学し、研究科規程第 4 条別表に定める単位を修得、又は学位論文を提出する学年度の末日までに修得見込みの者とする。ただし、優れた研究業績を挙げたと認める者の在学期間については、1 年未満であっても学位論文を提出することができる。

(提出書類)

第 3 条 規則第 6 条第 1 項に定める提出書類(修士)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学位審査願(様式第 1-1 号) 1 部
- (2) 論文要旨(様式第 3-1、3-2 号)和文及び英文 各 1 部
- (3) 学位論文 正本 1 部、副本 8 部

(論文の提出期限)

第 4 条 学位(修士)論文の提出期限は、1 月の第 3 月曜日(9 月修了予定者にあつては 7 月の第 1 月曜日)までとする。ただし、優れた研究業績を挙げたと認める者の提出期限は 1 年次の 12 月 20 日までとする。

(審査の付託)

第 5 条 研究科長は、受理した論文の審査を研究科委員会に付託する。

(審査会)

第 6 条 研究科委員会は、論文の審査を付託されたときは、論文ごとに審査会を設置し、その審査を委嘱する。

2 審査会は、主査 1 人、副査 2 人以上の審査委員をもって組織する。

3 主査は、当該論文の審査及び最終試験を統括する。

(審査委員)

第 7 条 審査委員は、学位論文の共著者、指導教員及び親族(3 親等以内)以外の研究科委員会の委員から、研究科委員会が選出する。

2 前項の規定にかかわらず、研究科委員会が必要と認める場合は、次の各号に掲げる者について、副査とすることができる。

- (1) 研究科の授業を担当する専任の教員又は研究科の研究補助教員
- (2) 他の研究科、他の大学院又は研究所等の教員等

(最終試験)

第8条 最終試験は、論文の審査終了後、審査会が論文を中心としてこれに関連ある科目について口頭又は筆答により行う。

- 2 最終試験は、論文発表会(以下「発表会」という。)をもってかえることができる。
- 3 前項の発表会は、公開とし、その日時、場所を開催1週間前に研究科長が公示する。
- 4 発表会は、論文作成者がその内容を説明し、出席者と質疑応答を行う。

(報告)

第9条 審査会は、学位(修士)論文審査及び最終試験終了報告書を別紙様式5-1号により研究科委員会に報告する。

- 2 研究科委員会は、審査会の報告に基づき、審議のうえ学位授与の可否を決定し、研究科長に報告する。
- 3 研究科長は、研究科委員会の結果を学長に報告する。

第3章 博士後期課程修了による学位(博士)の授与

(学位論文提出の資格要件)

第10条 博士後期課程に在籍する学生で学位論文を提出できる者は、2年以上在学し、研究科規程第4条別表に定める単位を修得、又は学位論文を提出する学年度の末日までに修得見込みの者とする。ただし、優れた研究業績を挙げたと認める者の在学期間については、2年未満であっても学位論文を提出することができる。

(予備審査)

第11条 前条の規定に基づき、学位論文を提出しようとする者は、予備審査を受けなければならない。

2 予備審査を受けようとする者は、次に掲げる書類を研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位予備審査願(様式第1-4号) 1部
- (2) 学位申請予定論文 8部
- (3) 論文要旨(様式第3-1号、3-2号) 和文及び英文 各8部

(予備審査の申請期間)

第12条 予備審査の申請時期は、原則として最終学年の10月第4水曜日(9月修了予定者については、4月30日まで)とする。ただし、優れた研究業績を挙げたと認める者の提出期限は、2年次の10月第4水曜日までとする。

(予備審査の付託)

第13条 研究科長は、予備審査の申請があったときには、琉球大学大学院保健学研究科博士後期課程委員会(以下「後期課程委員会」という。)の議を経て学位申請予定論文ごとに博士論文予備審査委員会を設置し、審査を付託する。

(博士論文予備審査委員会)

第14条 博士論文予備審査委員会(以下「予備審査会」という。)は、学位論文の共著者、指導教員及び親族(3親等以内)以外の者とし、後期課程委員会の構成員のうちから主査1人、副査2人の審査委員をもって組織する。なお、必要に応じ、後期課程委員会の構成員以外の者であっても、副査とすることができるものとする。

2 予備審査会は、予備審査を終了した後、その結果を速やかに様式第1-6号により後期課程委員会に報告しなければならない。

- 3 後期課程委員会は、予備審査会の報告に基づき審議し、学位論文提出の可否を議決する。
- 4 前項の審議の結果不可とされた者は、論文内容を改善の上、改めて予備審査の申請を行うことができる。

(学位論文の提出期間)

第 15 条 学位(博士)論文の提出期間は、原則として最終学年の 4 月 1 日から 12 月 20 日(9 月修了予定者については、6 月 30 日まで)とする。ただし、優れた研究業績を挙げたと認める者の提出期限は 2 年次の 12 月 20 日までとする。

(提出書類)

第 16 条 規則第 6 条第 2 項に定める提出書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学位審査願(様式第 1-2 号) 1 部
  - (2) 論文目録(様式第 2 号) 10 部
  - (3) 論文要旨(様式第 3-1、3-2 号) 和文及び英文 各 10 部
  - (4) 学位論文 正本 1 部、副本 9 部
  - (5) 履歴書(様式第 4 号) 1 部
  - (6) 研究関連論文 1 編以上 各 10 部
  - (7) 研究指導証明書(様式第 6 号) 1 部
  - (8) 掲載証明書(原稿の場合)
  - (9) 学術リポジトリ登録者認証 ID 及びパスワード発行申請書(様式第 11 号) 1 部  
規則第 22 条第 2 項に定めるやむを得ない事由がある場合は学術リポジトリ登録申請書(博士論文の要約の提出)(様式第 12 号) 1 部
  - (10) 承諾書(研究関連論文の共著者がいる場合)(様式第 7 号) 1 部
  - (11) 博士論文全文の電子データ又は博士論文要約の電子データ
- 2 規則第 22 条第 2 項に定めるやむを得ない事由が消滅した場合の提出書類の部数及び様式等は、次に掲げるとおりとし、指導教員の承認を経て研究科長に提出しなければならない。
    - (1) 学術リポジトリ登録申請書(博士論文全文の提出)(様式第 13 号) 1 部
    - (2) 承諾書(共著者がいる場合)(様式第 7 号) 1 部
    - (3) 博士論文全文の電子データ
  - 3 学位論文が共著の場合は、原則として論文提出者が当該論文の第一著者に限り、共著者の承諾書(様式第 7 号)を添付して提出することができる。

(学位論文の受理及び審査の付託)

第 17 条 研究科長は、後期課程委員会の議を経て学位論文の受理の可否を決定する。

2 指導教員は、後期課程委員会において学位論文提出者の研究歴、研究の概要、単位取得状況等を報告しなければならない。

3 研究科長は、学位論文を受理したときは関係書類を添えて学長に報告しなければならない。

(審査会の設置)

第 18 条 後期課程委員会は、規則第 12 条に基づき付託された学位論文ごとに博士論文審査会(以下「博士審査会」という。)を設置し、学位論文審査及び最終試験の実施を委嘱する。

2 博士審査会は、学位論文の共著者、指導教員及び親族(3 親等以内)以外の者とし、後期課程委員会の構成員のうちから主査 1 人、副査 2 人の審査委員をもって組織する。

- 3 前項の規定にかかわらず、後期課程委員会が、学位論文の審査に当たって特に必要があると認めるときは、後期課程委員会の構成員以外の者(本学の他の研究科又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を含む。)を、博士審査会の副査とすることができる。

(審査)

第 19 条 博士審査会による審査は、主査が主宰し、審査委員の出席の下で公開して行わなければならない。

- 2 主査は、博士審査会の開催に当たっては、あらかじめ、博士審査会の目的、場所等を公示すると共に、研究科長及び学位論文提出者に通知しなければならない。

(評価の基準)

第 20 条 学位論文の評価は、問題意識の明確性、論証過程の説得性、研究成果の独創性、表現・引用の適切性等を総合して行う。

(審査結果の報告)

第 21 条 博士審査会は、学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、速やかに学位(博士)論文審査及び最終試験の終了報告書(様式第 5-2 号)により後期課程委員会に報告しなければならない。

- 2 博士審査会は、学位授与の申請をしようとする者が規則第 22 条第 2 項に定めるやむを得ない事由による申請の場合には、速やかに当該事由の審査結果を後期課程委員会に報告しなければならない。

(最終試験)

第 22 条 最終試験は、論文の審査を終了した後、当該論文を中心としてこれに関連のある科目について博士審査会が口頭又は筆答により行う。

(後期課程委員会の議決)

第 23 条 後期課程委員会は、博士審査会の報告に基づき審議し、学位授与の可否及びやむを得ない事由の承認を議決する。

(附属図書館への提出)

第 24 条 研究科長は、前条により学位授与が決定したときは、リポジトリ登録者認証 ID 及びパスワード発行申請書に博士論文全文の電子データを添付して附属図書館長に提出しなければならない。ただし、規則第 22 条第 2 項に定めるやむを得ない事由がある場合には、リポジトリ登録者認証 ID 及びパスワード発行申請書に加えリポジトリ登録申請書(博士論文の要約の提出)、博士論文要約の電子データ及び博士論文全文の印刷物を添付して附属図書館長に提出しなければならない。

- 2 研究科長は、前項ただし書きに定めるやむを得ない事由でリポジトリに登録した後に、第 16 条第 2 項の書類の提出があった場合は、リポジトリ登録者申請書(博士論文全文の提出)に博士論文全文の電子データを添付して附属図書館長に提出しなければならない。

(学位記の日付)

第 25 条 課程修了による学位記の日付は、次のとおりとする。

- (1) 標準修業年限内に学位授与を決定された者には、当該学年度修了の日とする。  
(2) その他の者にあつては、学長が学位授与を決定した日とする。

(退学者の取扱い)

第 26 条 研究科を退学した者については、琉球大学大学院学則第 34 条の規定により再入学し、所定の課程を修了しなければ、別に定めのある場合を除き、課程修了による学位を授与しない。

#### 第4章 学位論文提出による学位(博士)の授与

##### (学位論文提出の資格要件)

第27条 規則第5条の規定に基づき、課程を経ないで学位論文の提出により学位授与の申請を行うことができる者は、次の各号の一に該当する者で、かつ、研究科委員会が実施する語学試験に合格した者。(1号該当者は語学試験を免除する)

(1) 大学院博士後期課程に3年以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後、退学した者。

(2) 大学院博士前期課程又は修士課程を修了した後、5年以上の研究歴を有する者。

(3) 大学を卒業した後、7年以上の研究歴を有する者。

##### (予備審査)

第28条 前条の規定に基づき、学位授与の申請をしようとする者は、予備審査を受けなければならない。

2 予備審査を受けようとする者は、次に掲げる書類を研究科長に提出するものとする。

(1) 学位予備審査願(様式第1-5号) 1部

(2) 学位申請予定論文 8部

(3) 論文要旨(様式第3-1号、3-2号) 和文及び英文 各8部

(4) 研究関連論文 1編以上各10部

(5) 履歴書(様式第4号) 1部

(6) 最終出身校の卒業(修了)証明書 1部

(7) 研究歴証明書(様式第8号) 1部

(8) 掲載証明書(原稿の場合)

(9) 外国語試験合格証明書(様式第9号) 1部

(10) 研究経歴書(様式第10号) 1部

(11) 承諾書(研究関連論文の共著者がいる場合)(様式第7号) 1部

##### (提出書類)

第29条 規則第7条第1項に定める提出書類は、次に掲げるとおりとし、研究科委員会の構成員のうち博士後期課程の専任の紹介教員の承認を経て、研究科長に提出しなければならない。

(1) 学位申請書(様式第1-3号) 1部

(2) 論文目録(様式第2号) 10部

(3) 論文要旨(様式第3-1、3-2号) 和文及び英文 各10部

(4) 学位論文 正本1部、副本9部

(5) 在職証明書 1部

(6) 学術リポジトリ登録者認証ID及びパスワード発行申請書(様式第11号) 1部

規則第22条第2項に定めるやむを得ない事由がある場合は学術リポジトリ登録申請書(博士論文の要約の提出)(様式第12号) 1部

(7) 博士論文全文の電子データ又は博士論文要約の電子データ

2 規則第22条第2項に定めるやむを得ない事由が消滅した場合の提出書類の部数及び様式等は、次に掲げるとおりとし、指導教員の承認を経て研究科長に提出しなければならない。

(1) 学術リポジトリ登録申請書(博士論文全文の提出)(様式第13号) 1部

(2) 承諾書(共著者がいる場合)(様式第7号) 1部

(3) 博士論文全文の電子データ

3 学位論文が共著の場合は、原則として論文提出者が当該論文の第一著者に限り、共著者の承諾書(様式第7号)を添付して提出することができる。

(学位論文提出資格の審査)

第30条 後期課程委員会に学位論文提出者の論文提出資格の有無を審査するため、年度ごとに資格審査会を置く。

2 資格審査会は、後期課程委員会の構成員のうちから選出された者5人で組織する。

3 資格審査会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

(学位論文審査手数料)

第31条 学位論文を提出する者は、前条に定める書類を提出の上、学位論文審査手数料として57,000円を本学の指定する方法により支払わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に学位論文を提出するときは、学位論文審査手数料を免除する。

(学位論文提出の時期)

第32条 学位論文の提出は、随時行うことができる。

(準用)

第33条 第13条、第14条、及び第17条から第24条までの規定は、学位論文提出による学位の授与の審査等について準用する。この場合において、第14条中「様式第1-6号」とあるのは「様式第1-7号」と、第14条及び第21条中「指導教員」とあるのは「紹介教員」と、第21条、第21条及び第22条中「最終試験」とあるのは「学力の確認」と、第21条中「様式第5-2号」とあるのは「様式第5-3号」と読み替えるものとする。

#### 第5章 雑則

(雑則)

第34条 この規則に定めるもののほか、研究科における学位授与に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

(改廃)

第35条 この細則の改廃は、規則第26条に基づき、学長の承認を経て研究科長が行う。

#### 附 則

この細則は、平成19年9月5日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、第22条は平成22年4月1日から適用する。

#### 附 則(平成21年2月4日)

この細則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第5条第4項の改正規程及び第12条第2項の改正規程は、平成21年度入学者から適用する。

#### 附 則(平成22年5月7日)

この細則は、平成22年5月7日から施行する。

#### 附 則(平成23年1月26日)

この細則は、平成23年1月26日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成 23 年 4 月 6 日)

この細則は、平成 23 年 4 月 6 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 24 年 2 月 1 日)

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 24 年 3 月 7 日)

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 24 年 12 月 5 日)

この細則は、平成 24 年 12 月 5 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 11 日)

この細則は、平成 26 年 3 月 31 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 26 年 12 月 25 日)

この細則は、平成 26 年 12 月 25 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 16 日)

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 11 日)

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 7 月 12 日)

この細則は、平成 29 年 7 月 12 日から施行し、平成 29 年 5 月 1 日から適用する。

附 則(平成 30 年 2 月 19 日)

この細則は、平成 30 年 2 月 19 日から施行し、平成 30 年 12 月 6 日から適用する。

附 則(平成 30 年 3 月 13 日)

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 23 日)

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 12 日)

この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(令和 5 年 9 月 5 日)

- 1 この細則は、令和 5 年 9 月 5 日から実施し、令和 5 年 4 月 1 日より適用する。
- 2 平成 27 年度から平成 31 年度に入学した学生については、改正後の第 16 条の規定にかかわらず、なお従前の例により、令和 2 年度以降に入学した学生については、改正後の第 16 条の規定による。

年 月 日

保健学研究科長 殿

保健学研究科

専攻

氏 名

指 導 教 員

印

## 学 位 審 査 願

修士（保健学）の学位を受けたいので、琉球大学学位規則第 6 条第 1 項の規定により、下記の書類を提出しますので、審査くださるよう申請します。

### 記

論 文 要 旨 (和文及び英文) 各 1 部

学 位 論 文 正本 1 部

副本 8 部

年 月 日

琉球大学長 殿

保健学研究科

専攻

氏 名

指 導 教 員

印

## 学 位 審 査 願

博士（保健学）の学位を受けたいので、琉球大学学位規則第 6 条第 2 項の規定により、下記の書類を提出しますので、審査くださるよう申請します。

### 記

論 文 目 録		10 部
論 文 要 旨	(和文及び英文)	各 10 部
学 位 論 文		正本 1 部 副本 9 部
履 歴 書		1 部
研 究 関 連 論 文		編 各 10 部
研 究 指 導 証 明 書		1 部
承 諾 書	(共著の場合)	名分 各 1 部
掲 載 証 明 書	(原稿の場合)	1 部

年 月 日

琉球大学長 殿

氏 名

紹介教員

印

## 学 位 申 請 書

博士（保健学）の学位を受けたいので、琉球大学学位規則第 7 条の規定により、下記の書類を提出しますので、審査くださるよう申請します。

### 記

論 文 目 録	10 部
論 文 要 旨 (和文及び英文)	各 10 部
学 位 論 文	正本 1 部 副本 9 部
在 職 証 明 書	1 部

年 月 日

保健学研究科長 殿

保健学研究科

専攻

氏 名

印

指 導 教 員

印

## 学 位 予 備 審 査 願

学位申請の予備審査を受けたいので、琉球大学保健学研究科の学位授与に関する取扱細則第 11 条第 2 項の規定により、下記の書類を提出しますので、審査くださるよう申請します。

記

学位申請予定論文 8 部

論文要旨（和文及び英文） 各 8 部

年 月 日

保健学研究科長 殿

氏 名 印  
紹介教員 印

## 学 位 予 備 審 査 願

学位申請の予備審査を受けたいので、琉球大学保健学研究科の学位授与に関する取扱細則第 28 条第 2 項の規定により、下記の書類を提出しますので、審査くださるよう申請します。

### 記

学位申請予定論文	8 部
論文要旨 (和文及び英文)	各 8 部
研究関連論文	編 各 10 部
履歴書	1 部
最終出身校の卒業 (修了) 証明書	1 部
研究経歴書	1 部
掲載証明書 (原稿の場合)	1 部
外国語試験合格証明書	1 部
研究経歴書	1 部
承諾書 (共著の場合)	名分 各 1 部

(様式第 1-6 号)

年 月 日

琉球大学大学院

保健学研究科後期課程委員会 殿

博士論文予備審査委員会

主査 氏 名 印

副査 氏 名 印

副査 氏 名 印

## 学位（博士）論文予備審査の結果報告書

このたび、予備審査委員会として、学位論文の予備審査を終了したので、下記のとおり報告します。

記

申請者	専攻名	氏名	学籍番号
指導教員名			
審査結果	可		否
論文題目			
審査要旨（1,000字以内）			

(次頁へ続く)

審查要旨

(様式第 1-7 号)

年 月 日

琉球大学大学院

保健学研究科後期課程委員会 殿

博士論文予備審査委員会

主査 氏 名 印

副査 氏 名 印

副査 氏 名 印

### 学位（博士）論文予備審査の結果報告書

このたび、予備審査委員会として、学位論文の予備審査を終了したので、下記のとおり報告します。

記

申請者	氏名
審査結果	可 否
論文題目	
審査要旨（1,000字以内）	

(次頁へ続く)

審查要旨

# 論文目録

氏名

学位論文

論文題目

研究関連論文

(様式第 3-1 号)

## 論 文 要 旨

論 文 題 目

氏 名

要 旨

--

(様式第 3-2 号)

## **Abstract**

**Title**

**Name**

**Abstract**

--





(様式第5-1号)

年 月 日

琉球大学大学院

保健学研究科委員会 殿

論文審査委員

主査 氏 名

印

副査 氏 名

印

副査 氏 名

印

### 学位（修士）論文審査及び最終試験の終了報告書

学位（修士）の申請に対し、学位論文の審査及び最終試験を終了したので、下記のとおり報告します。

記

申請者	専攻名	氏名	学籍番号			
指導教員名						
成績評価	学位論文	合格	不合格	最終試験	合格	不合格
論文題目						
審査要旨（500字以内）						

(様式第 5-2 号)

年 月 日

琉球大学大学院

保健学研究科後期課程委員会 殿

論文審査委員

主査 氏 名 印

副査 氏 名 印

副査 氏 名 印

### 学位（博士）論文審査及び最終試験の終了報告書

学位（博士）の申請に対し、学位論文の審査及び最終試験を終了したので、下記のとおり報告します。

記

申請者	専攻名	氏名	学籍番号			
指導教員名						
成績評価	学位論文	合格	不合格	最終試験	合格	不合格
論文題目						
審査要旨（2,000字以内）						

(次頁へ続く)

審查要旨

(様式第 5-3 号)

年 月 日

琉球大学大学院

保健学研究科後期課程委員会 殿

論文審査委員

主査 氏 名 印

副査 氏 名 印

副査 氏 名 印

### 学位（博士）論文審査及び学力確認の終了報告書

学位（博士）の申請に対し、学位論文の審査及び学力確認を終了したので、下記のとおり報告  
します。

記

申請者	氏 名					
成績評価	学位論文	合格	不合格	学力確認	合格	不合格
論文題目						
審査要旨（2,000字以内）						

(次頁へ続く)

審查要旨

(様式第 6 号)

# 研 究 指 導 証 明 書

年 月 日

琉球大学大学院保健学研究科長 殿

分 野 名 \_\_\_\_\_

指 導 教 員 \_\_\_\_\_ 印

このたび、\_\_\_\_\_が学位論文審査のために提出する下記の論文は、提出者が主と  
(論文提出者)

して研究を行い、作成したものであることを証明します。

記

論文題目：

(様式第7号)

承 諾 書

Agreement letter

年 月 日

Date \_\_\_\_\_

琉球大学大学院保健学研究科長 殿

Dean, Graduate School of Health Sciences, University of the Ryukyus

(共著者/ Coauthor)

\_\_\_\_\_  
(署名/Signature) 印

\_\_\_\_\_  
(名前/Print Name)

学位論文題目 (The Doctoral Dissertation Title) :

学位論文提出者 \_\_\_\_\_ が、私と共著した下記の論文を研究関連論文として使用すること、また研究関連論文に基づき作成した上記の学位論文を、インターネットにより公表することについて承諾します。

This letter confirms my agreement for \_\_\_\_\_ to use the following paper(s) listed below for writing the doctoral dissertation, and to disclose on the Internet.

記

論文題目 (研究関連論文) / Titles of Paper(s)

1 .

(様式第 8 号)

年 月 日

## 研 究 歴 証 明 書

公  
印

研究機関長名

論文提出者 に関する研究歴は、下記のとおりであることを証明する。

記

研究機関名			
身 分			
研 究 期 間	自 年 月 日 ~ 至 年 月 日		
	研究生の場合、大学における 1 週間の通例の研究日数にチェック <input type="checkbox"/> 週 4 日以上 <input type="checkbox"/> 週 4 日未満		
研 究 内 容			
研 究 指 導 者	所	属	職
	氏	名	

## 外国語試験合格証明書（論文博士）

氏 名

年 月 日生

上記の者は、本研究科委員会が実施した下記外国語試験に合格したので、これを証明する。

記

受 験 科 目 名	受 験 年 月 日
英 語	年 月 日

年 月 日

琉球大学大学院保健学研究科長

(様式第 10 号)

研 究 経 歴 書

年月日	研究期間	研究機関・所属・職	業績 (発表論文・学会発表等)	換算率	研究歴 (換算後の 研究期間)
年 月 日 年 月 日	年 月				年 月
研 究 歴 合 計					年 月
上記のとおり相違ありません。					
年 月 日			氏 名	印	
			紹介教員	印	

(様式第 11 号)

年 月 日

琉球大学学術リポジトリ登録者認証 ID 及びパスワード発行申請書

琉球大学学術リポジトリ運営委員会委員長 殿

私は、琉球大学学術リポジトリ登録細則第 3 条第 1 項の規定に基づき、学術研究成果等を琉球大学学術リポジトリに登録するための認証 ID 及びパスワードの発行を申請します。

記

(申請者記入欄)

所 属		
氏 名	印	
職員番号・ 学籍番号		
連絡先	電話	
	e-mail	

※本申請書に記載された個人情報の取扱いは琉球大学学術リポジトリへのユーザー登録のみに利用します

(以下の記入は不要です。)

搭載日	ID・パスワード設定	受付日

# 学術リポジトリ登録申請書

## (博士論文の要約の提出)

年 月 日

琉球大学学術リポジトリ運営連絡会議長 殿

※この申請書は博士論文提出時に研究科長宛て併せて提出すること。

著 者	フリ ガナ 氏 名	印
	研究科	
	専攻・コース	
	学籍番号	
連 絡 先	住所	〒
	Tel.	
	E-mail	
指導教員氏名		印

やむを得ない事由により、私が執筆した下記の博士論文(全文)に代えて、その内容を要約したものを別添のとおり提出します。

なお、やむを得ない事由が消滅した場合は、すみやかに博士論文(全文)を提出します。

### 記

論文題目	
学位授与年月日(予定)	
「やむを得ない事由」の該当番号	
博士論文全文の公表予定時期	<input type="checkbox"/> 年 月 日以降 <input type="checkbox"/> 未定
特記事項(別紙可) *公表に際して特に記載すべき事項があれば記入。	

※やむを得ない事由: 次のうち該当する番号を記入してください。

- (1) 立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットで公表することができない内容を含む場合
- (2) 著作権保護、個人情報保護等の理由により、学位授与日から1年を超えてインターネットで公表することができない場合
- (3) 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナル等への掲載、特許の申請等の関係でインターネットで論文の全文を公表することにより、博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が学位授与日から1年を超えて生じる場合
- (4) その他、共著者の許諾を得られない場合、博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が生じる場合又は当該研究科において博士論文全文の公表が適切ではないと判断される場合等、特別な事情がある場合

#### <注意事項>

1. この申請書は、学位論文のインターネット公開のため、著作権のうち複製権・公衆送信権について許可を与えていただくものであり、著作権を移譲するものではありません。
2. リポジトリ登録作業用として、本文の電子ファイル(CD-R 等)もしくは印刷物をご提供ください。
3. あなたの論文が出版社から公表予定の場合や、特許・実用新案等の申請予定がある場合は、下記までご相談ください。
4. この申請書に記載いただいた事項は、目的以外の用途には使用いたしません。

連絡先: 〒903-0214 沖縄県西原町字千原1番地 琉球大学学術リポジトリ事務局 (附属図書館)  
Tel: 098-895-8167 Fax: 098-895-8169 E-Mail: ir-wg@lib.u-ryukyuu.ac.jp

研究科審査会等での承認月日	年 月 日				
学位の種類	博士( )	報告番号	学位記番号	研 第 号	論 第 号

# 学術リポジトリ登録申請書

(博士論文全文の提出)

年 月 日

琉球大学学術リポジトリ運営連絡会議長 殿

※この申請書は研究科長宛て提出すること。

著 作 者	フリ ガナ 氏 名	印
	研究科	
	専攻・コース	
	学籍番号	
連 絡 先	住所	〒
	Tel.	
	E-mail	
	指導教員又は当該専攻 分野の教員の氏名	印

私が執筆した下記の博士論文について、やむを得ない事由が消滅しましたので別添のとおり全文を提出します。

### 記

論文題目	
学位授与年月日	
「やむを得ない事由」の該当番号	
「やむを得ない事由」の消滅理由	
特記事項(別紙可) *公表に際して特に記載すべき事項があれば記入。	

※やむを得ない事由: 次のうち該当する番号を記入してください。

- (1) 立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットで公表することができない内容を含む場合
- (2) 著作権保護、個人情報保護等の理由により、学位授与日から1年を超えてインターネットで公表することができない場合
- (3) 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナル等への掲載、特許の申請等の関係でインターネットで論文の全文を公表することにより、博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が学位授与日から1年を超えて生じる場合
- (4) その他、共著者の許諾を得られない場合、博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が生じる場合又は当該研究科において博士論文全文の公表が適切ではないと判断される場合等、特別な事情がある場合

#### <注意事項>

1. この申請書は、学位論文のインターネット公開のため、著作権のうち複製権・公衆送信権について許可を与えていただくものであり、著作権を移譲するものではありません。
2. リポジトリ登録作業用として、本文の電子ファイル(CD-R等)もしくは印刷物をご提供ください。
3. あなたの論文が出版社から公表予定の場合や、特許・実用新案等の申請予定がある場合は、下記までご相談ください。
4. この申請書に記載いただいた事項は、目的以外の用途には使用いたしません。

連絡先: 〒903-0214 沖縄県西原町字千原1番地 琉球大学学術リポジトリ事務局 (附属図書館)  
Tel: 098-895-8167 Fax: 098-895-8169 E-Mail: ir-wg@lib.u-ryukyu.ac.jp

研究科での承認月日	年 月 日				
学位の種類	博士( )	報告番号	学位記番号	研 第 号	論 第 号

琉球大学大学院保健学研究科（博士後期課程）の予備審査委員会の審査事項について

〔平成24年7月4日〕  
制 定

琉球大学大学院保健学研究科の学位授与に関する取扱細則第8条の5に規定する予備審査委員会の審査事項は、次のとおりとする。

1. 提出された論文あるいは論文原稿が、保健学研究科博士後期課程の学位論文として、本審査を受けるのに値するか。
2. 提出された論文あるいは論文原稿の研究手法や内容等について、論理的に問題がないか。
3. 提出された論文あるいは論文原稿の内容に関連した専門的な知識や手法について、理解ができているか。

附 則

この申合せは、平成24年7月4日から施行する。

○琉球大学大学院保健学研究科の学位授与に関する取扱細則についての申合せ  
(平成 19 年 9 月 5 日保健学研究科委員会制定)

第 1 条 この申合せは、琉球大学大学院保健学研究科の学位授与に関する取扱細則（以下「細則」という。）の解釈及び運用等に関する事項について定めるものとする。

第 2 条 細則第 2 章 博士前期課程修了による学位（修士）の授与に関する事項について、次のとおり定める。

(1) 細則第 2 条関係

細則第 2 条本文に規定する学位論文とは、原著論文の形式（要旨、緒言、対象／方法、結果、考察、結語）とし、所定の様式に従ってまとめたものとする。

(2) 細則第 4 条関係

細則第 4 条本文に定める優れた研究業績とは、次のいずれかに該当する場合をいう。ただし、研究業績は大学院在学期間中に行われたものでなければならない。

ア Pub Med、PsycINFO、ERIC、BA のいずれかに掲載されている学術誌に筆頭著者として掲載された原著論文、または掲載予定の原著論文。

イ 優れた研究業績の認定のために各分野が予め認定し、研究科委員会が承認した学術誌に筆頭著者として掲載または掲載予定の原著論文。

第 3 条 細則第 3 章 博士後期課程修了による学位（博士）の授与に関する事項について、次のとおり定める。

(1) 細則第 10 条関係

ア 細則第 10 条本文に規定する学位論文とは次のとおりとする。

(ア) 査読制度のある学術誌に掲載された英語論文に基づき作成されたもの。ただし、未発表のものについては掲載証明（掲載誌名の明記のあるもの）の提出をもって公開発表を得たものとする。

(イ) (ア)に規定する学術誌に掲載された学位論文とは、Abstract、Introduction、Materials/Methods、Results、Discussion 及びReferences の項目を含む論文を投稿し、掲載又は掲載予定とされたものであること。

(ウ) (ア)に規定する学術誌は、PubMed、PsycINFO、ERIC 又は BA のいずれかに掲載されているもの、インパクトファクターが公表されているもの、又は、学位論文掲載誌として各分野があらかじめ認定し、後期課程委員会の承認を得ているものであること。

(エ) 学位申請者が学術誌に掲載された英語論文の筆頭著者であること。

イ 退学後 1 年以内に学位申請したものは、細則第 26 条にかかわらず本研究科博士後期課程として扱う。

(2) 細則第 15 条関係

ア 細則第 15 条本文に定める優れた研究業績とは、次のいずれかに該当する場合をいう。ただし、研究業績は大学院在学期間中に行われたものでなければならない。

(ア) 論文は英文とし、3.0 以上のインパクトファクターを有する学術誌に掲載または掲載予定のもので、筆頭著者となっているもの。

- (イ) 論文は英文とし、優れた研究業績の認定のために各分野が予め認定し、後期課程委員会の承認を受けた学術誌に掲載または掲載予定のもので、筆頭著者となっているもの。
- イ 所定の標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した再入学者及び留年者は、学位論文を随時提出することができる。

(3) 細則第 16 条関係

- ア 後期課程委員会は、審査のため必要がある場合は、提出書類のほか資料等の提出を求めることができる。
- イ 第 1 項第 9 号において、学位論文を提出する者は、学術リポジトリ登録者認証 ID 及びパスワード発行申請書を提出しなければならない。ただし、第 21 条第 2 項に定めるやむを得ない事由がある場合は、学術リポジトリ登録者認証 ID 及びパスワード発行申請書に加えて、学術リポジトリ登録申請書（博士論文の要約の提出）を提出しなければならない。

(4) 細則第 21 条関係

第 2 項で定めるやむを得ない事由とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ア 博士論文が立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含むとき。
- イ 博士論文が著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から 1 年を越えてインターネットの利用により公表することができない内容を含むとき。
- ウ 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から 1 年を越えて生じるとき。
- エ その他、共著者の許諾を得られない場合、博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が生じる場合又は当該研究科において博士論文全文の公表が適切ではないと判断される場合等、特別な事情があるとき。

第 4 条 細則第 4 章 学位論文提出による学位（博士）の授与に関する事項について、次のとおり定める。

(1) 細則第 27 条関係

- ア 細則第 27 条本文に規定する学位論文は次のとおりとする。
- (ア) 査読制度のある学術誌に掲載された英語論文に基づき作成されたもの。ただし、未発表のものについては掲載証明（掲載誌名の明記のあるもの）の提出をもって公開発表を得たものとする。
- (イ) (ア)に規定する学術誌に掲載された学位論文とは、Abstract、Introduction、Materials/Methods、Results、Discussion 及び References の項目を含む論文を投稿し、掲載又は掲載予定とされたものであること。
- (ウ) (ア)に規定する学術誌は、PubMed、PsycINFO、ERIC 又は BA のいずれかに掲載されているもの、インパクトファクターが公表されているもの、又は、学位論文掲載誌として各分野があらかじめ認定し、後期課程委員会の承認を得ているものであること。
- (エ) 学位申請者が学術誌に掲載された英語論文の筆頭著者であること。

(2) 細則第 29 条関係

後期課程委員会は、審査のため必要がある場合は、提出書類のほか資料等の提出を求めることができる。

(3) 細則第 30 条関係

ア 資格審査会の審査事項については、次のとおりとする。

- (ア) 提出書類の完備状況
- (イ) 学位論文提出者の研究歴等
- (ウ) 学位論文の体裁等

イ 資格審査会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (ア) 人間健康開発学領域の教授 2人
- (イ) 国際島嶼保健学領域の教授 2人
- (ウ) 研究科長が特に必要と認める者 1人

ウ 資格審査会に委員長を置き、研究科長が指名する者をもって充てる。

附 則

この申合せは、平成 19 年 9 月 5 日から実施する。

附 則(平成 22 年 5 月 7 日)

この申合せは、平成 22 年 5 月 7 日から実施する。

附 則(平成 22 年 10 月 22 日)

この申合せは、平成 22 年 10 月 22 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 24 年 10 月 3 日)

この申合せは、平成 24 年 10 月 3 日から施行し、平成 24 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 26 年 3 月 11 日)

この申合せは、平成 26 年 3 月 31 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 3 月 11 日)

この申合せは、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(令和 2 年 3 月 4 日)

この申合せは、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(令和 5 年 9 月 5 日)

- 1 この申合せは、令和 5 年 9 月 5 日から実施し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 27 年度から平成 31 年度以前に入学した学生については、改正後の第 3 条第 1 号の細則第 10 条関係にかかわらず、なお従前の例により、令和 2 年度以降に入学した学生については、改正後の第 3 条第 1 号の細則第 10 条関係による。

## 琉球大学大学院保健学研究科（博士前期課程）学位論文審査基準

〔平成21年7月1日〕  
保健学研究科委員会制定

修士論文について、次のように審査し、評価する。

### 1. 論文審査項目

- (1) 当該研究領域における修士として十分な知識を習得し、問題を把握し、解明出来る能力を身につけているか。
- (2) 研究テーマの設定が申請された学位に対し、妥当なものであり、研究論文作成の意図を明確に捉えているか。
- (3) 論文の記述（緒言、方法、結果、考察、図、表、文献引用、英文抄録など）が適切であり、論理的に構成されているか。
- (4) 研究テーマに対し、適切な研究方法が採用され、科学的な分析方法（統計処理など）により、妥当な結論が導かれているか。
- (5) 当該研究領域の専門的見地からみて、新たな独自の価値を有するものであるか。

### 2. 最終試験

- 口頭発表、試問を行う。

### 3. 評価

- 修士論文については、最終試験、論文とも合格、不合格で評価する

#### 附 則

この基準は、平成22年4月1日から実施する。

#### 附 則（平成30年2月20日）

この基準は、平成30年2月20日から施行し、平成29年12月6日から適用する。

## 琉球大学大学院保健学研究科（博士後期課程）学位論文審査基準

（令和5年2月1日）  
保健学研究科委員会制定

博士論文について、次のように審査し、評価する。

### 1. 論文審査項目

- (1) 問題意識の明確性：研究分野の歴史や変革、流れなどを理解し、当該研究分野に潜在する解決すべき課題や問題意識を明確化できているか。
- (2) 論証課程の説得性：研究・調査の過程で得られた結果をもとに作成された図・表などを用いて、明確化させた解決すべき課題や問題意識に対する答えを論理的に導き出せているか。
- (3) 研究成果の独創性：明確化させた当該領域の解決すべき課題や問題意識が、独自の着想に基づく新しいものであり、論理的に説明された答えが当該研究分野にとって斬新であるか。
- (4) 表現・引用の適切性：科学的・専門的な用語を正しく用いた論理的な文章表現によって作成されているか、またこれまでの知見を適切に引用できているか。

### 2. 最終試験

口頭発表、試問を行う。

### 3. 評価

博士論文については、最終試験、論文とも合格、不合格で評価する。

附 則（令和5年2月1日）

この基準は、令和5年4月1日から実施する。

## 学位論文（博士前期課程）作成要領

平成19年9月5日  
制 定

琉球大学大学院保健学研究科の学位授与に関する取扱細則第3条1項3号に規定する学位論文の作成要領は次のとおりとする。

### 1 規格

用紙はA4版（210mm×297mm）の上質白紙の50kgの程度のものを用いる。

### 2 記述要領

A 英文の場合は下記の要領による。

- (1) ダブルスペース
- (2) 用紙は片面のみを用いる。
- (3) 4辺の縁の余白を下記のとおりとする。  
左辺と上辺：3.5cm  
右辺と底辺：2.5cm
- (4) 各ページとも右上隅にページ番号を記入する。

B 和文の場合は下記の要領による。

- (1) 40字×38行で作成する。
- (2) ローマ字や数字は半角で記入する。
- (3) ページは英文の場合に準じて記入する。

### 3 内容項目の配列順序

論文の内容項目の配列は次の順序によるものとする。

- (1) 表紙：論文題目（和文及び英文）、〇〇年度の修士論文  
氏名（日本語及びローマ字、指導教員名）、研究科名  
所属：教育研究領域（〇〇分野）、年度等を見本にしたがって記載する。
- (2) 要旨：英文で作成する。（見本参照）
- (3) 本文の構成は次のようにする。
  - a. 和文論文の場合は、緒言（研究目的を含む）、材料及び方法（あるいは調査対象と方法）、結果、考察、文献などの順に記載する。

b. 英文の場合は、INTRODUCTION, MATERIALS AND METHODS, RESULTS, DISCUSSION, REFERENCES の順に記載する。

(4) 本文における引用文献は、引用順に番号を付し、引用箇所に近い文の末尾に肩文字で示す。

例えば、…とされている<sup>1)</sup>。…とは異なる<sup>1~3)</sup>。佐々木ら<sup>1, 3, 7~8)</sup>の報告

(5) 図表及び写真はそのまま印刷製本できる鮮明なものを用いる。なお、図表等の配列は、本文の出現の順序に関連ページに挿入する。

#### 4 提出

論文は正本1部副本8部の計9部を提出する。

#### 5 改廃

この要領の改廃は、研究科委員会の議を経て研究科長が行う。

#### 附 則

この要領は、平成19年9月5日から実施する。

#### 附 則

この要領は、平成23年4月6日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要領は、令和4年4月1日から実施する。

(論文表紙 見本)

在宅高齢者の社会活動能力および生活満足度に対する  
介入プログラムの効果

Effectiveness of the intervention program to improve  
competence and life satisfaction of the aged in community

〇〇〇〇年度修士論文

Thesis for Master of Health Sciences (〇〇〇〇)

琉球大学大学院保健学科研究科博士前期課程保健学専攻  
人間健康開発学領域 (〇〇〇〇分野)

西原 一郎

(指導教員 沖縄次郎教授)

University of the Ryukyus  
Graduate School of Health Sciences  
Department of Health Administration  
(Health Sociology)

Ichiro NISHIHARA

(Advisor Prof. J. OKINAWA)

(Abstract 見本)

Abstract

## 論文提出による学位授与申請の資格要件に関する申合せ

平成22年5月7日  
制 定

(趣旨)

**第1条** この申合せは、琉球大学保健学研究科の学位授与に関する取扱細則（以下「取扱細則」という。）第19条第1項の各号の規定に関し、必要な事項を定める。

(資格要件)

**第2条** 取扱細則第19条第1項の各号で規定する大学院及び大学とは、医療・保健・福祉、健康科学及び生命科学関連分野の大学院及び大学とする。

(研究歴)

**第3条** 取扱細則第19条第1項第2号及び第3号に規定する研究歴とは、次の各号の一つに該当する機関等において研究に従事した期間とする。

- (1) 医療・保健・福祉、健康科学及び生命科学関連分野の大学の専任の教員又はそれに準ずる者として研究に従事した期間
- (2) 医療・保健・福祉、健康科学及び生命科学関連分野の大学院に在学した期間
- (3) 医療・保健・福祉、健康科学及び生命科学関連分野の大学の研究生として研究に従事した期間
- (4) 医療・保健・福祉、健康科学及び生命科学関連分野の大学及び国公立の研究機関並びに研究所等において専任の研究者として研究に従事した期間
- (5) 研究科委員会が研修、研究機関として認定する国公立の大学附属病院、公的性格を有する病院及び研究所等において研究に従事した期間
- (6) 外国の医療機関及び外国の政府直轄の機関において研究に従事した期間

2 前項に規定する期間は、原則として全期間を研究歴として取扱う。

3 前項の規定にかかわらず、第1項第3号に定める研究生のうち1週間に4日以上を大学において研究することを通例としない者にあつては、その在学期間を次の表により換算した期間を研究歴として取扱う。

資格要件（取扱細則第19条第1項関係）	換算率
第2号による者	5/6
第3号による者	7/8

4 研究科委員会は、第1項に定めるもののほか、相当と認める行政・施設等（総合病院、

保健所，産業保健室，検査会社，健康食品会社，学校等をいう。）における研究期間及び第1項第5号に規定する機関等で専任の研究者以外の者として研究に従事したと認められる者について，相当な研究歴（従事する研究の専門性に鑑み，概ね1年の2分の1から3分の2の研究歴とする。）を認めることができる。

5 前項に定める施設において，演者として全国学会に発表した場合又は著者の一人として学術雑誌にアクセプトされた場合は，1年の研究期間として計算する。（ただし，1年に複数回発表ないしは学術雑誌にアクセプトされた場合も，1年の研究期間とみなす。）

#### 附 則

この申合せは、平成22年5月7日から実施する。

## 琉球大学大学院保健学研究科論文博士の外国語試験実施要項

平成22年5月7日  
制 定

(趣旨)

**第1条** この要項は、琉球大学学位規則第14条に定めるもののほか、琉球大学大学院保健学研究科論文博士の外国語試験(以下「試験」という。)に関し必要な事項を定める。

(申請資格)

**第2条** 試験の受験を申請できる者は、本研究科に学位論文を提出して博士の学位を取得しようとする者及び本学大学院保健学研究科前期課程2年生以上に在学している者とする。

(試験の実施時期)

**第3条** 試験の実施時期は、9月又は10月に原則として1回とし、試験の実施日時、場所及び受験の申請時期等はそれぞれ2月前までに学内に公示する。

(試験の実施)

**第4条** 試験は、本学大学院保健学研究科後期課程の入学試験を活用することができる。

(申請手続)

**第5条** 試験を受験しようとする者は、次に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。

外国語試験受験願書(別紙様式) 1部

(試験科目)

**第6条** 試験は、英語について、筆答又は口頭により行う。

(外国語試験合格証明書)

**第7条** 研究科長は、申請者から外国語試験合格証明書の請求があったときには、これを交付するものとする。

2 論文博士の外国語試験合格証明書の有効期間は、合格の告示日より5年間とする。

(雑則)

**第8条** この要項に定めるもののほか、試験に関し必要な事項は、研究科長が別に定める。

附 則

この申合せは、平成22年5月7日から施行する。

附 則

この申合せは、令和3年4月1日から実施する。

## 専門看護師受験資格取得に関する取扱細則

(趣 旨)

**第1条** この細則は、琉球大学大学院保健学研究科規程第11条の規定に基づき、琉球大学大学院保健学研究科保健学専攻における専門看護師の受験資格取得に係る履修科目、履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修方法等)

**第2条** 専門看護師の受験資格を取得しようとする者は、次の各号に定めるところにより履修しなければならない。

### (1) 共通科目

専門看護師の受験資格を取得しようとする者は、次に掲げるすべての共通科目を履修し、単位を取得しなければならない。

基準授業科目名	開講授業科目名	履修単位数
看護管理論	看護管理学特論	2
看護理論	看護理論特論	2
看護研究	看護研究特論	2
コンサルテーション論	コンサルテーション論	2
フィジカルアセスメント	フィジカルアセスメント特論	2
病態生理学	病態生理学特論	2
臨床薬理学	臨床薬理学特論	2
合 計		14

区 分	基準授業科目名	開講授業科目名	履修単位数
専攻分野 共通科目	がん看護に関する病態生理学	がん治療学特論	2
	がん看護に関する理論	がん看護学特論	2
	がん看護に関する看護援助論	がん看護援助特論	2
専攻分野 専門科目	緩 和 ケ ア	緩和ケア特論	2
		緩和医療学特論	2
		緩和ケア特別演習Ⅰ	2
		緩和ケア特別演習Ⅱ	2
実習科目	実 習	がん看護学特別実習Ⅰ	2
		がん看護学特別実習Ⅱ	4
		がん看護学特別実習Ⅲ	4
合 計			24

## (2) 専攻教育課程科目

### ①がん看護専攻教育課程

がん看護に係る専門看護師の受験資格を取得しようとする者は、次に掲げる専攻分野共通科目、専攻分野専門科目及び実習科目のすべての単位を取得しなければならない。

(修了要件)

**第3条** 専門看護師教育課程を履修する者の修了に必要な単位数は、共通科目 14 単位、専攻教育課程科目 24 単位、38 単位に、特別研究 8 単位、分野共通必修科目 4 単位加えた合計 50 単位以上とする。

附 則

この細則は、平成 15 年 11 月 5 日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 17 年 5 月 11 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 2 年 7 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 3 年 3 月 10 日)

この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

## 授業科目の概要

### 博士前期課程

授業科目	授業内容
保健学研究方法	保健学領域における共通した研究の方法について解説し、研究倫理、プレゼンテーション等の研究に必要なスキルについても理解を深める。
保健学特論	世界の長寿地域を培ってきた沖縄の保健医療システムの歴史と現状及び発展途上国と先進諸国がそれぞれ抱えている種々の問題を論じ、個人、地域、国際レベルにおける保健医療サービスの展開過程と保健医療問題について学ぶ。
学校保健学特論	学校保健を構成する保健管理と保健教育及び保健組織活動についての理解を通して、児童生徒の心身の健康状態や発育発達の実態とそれらに及ぼす様々な環境要因の影響や、健康問題に対する学校におけるヘルスプロモーションのあり方等について指導する。
精神保健看護学特論	未定
母子看護学特論	未定
在宅看護学特論	地域包括ケアシステム構築のために必要な在宅で行う医療・ケアの概念や理論を学び、科学的で効果的な支援方法を探求する。また、チーム医療を円滑に進めるためのコミュニケーション能力や在宅療養をする方々の多様性について学習する。
高齢期看護学特論	高齢期看護領域の研究論文の批判的吟味 (critical appraisal) を通じて、当該領域における研究の現状や課題についての理解を深める。
がん看護学特論	がん患者、家族の理解やがん看護に活用できる諸理論及び主要な概念を理解し、実践や研究に活用できる能力を養う。また、諸理論、主要概念の実践への適用に関する研究成果の文献レビューから、がん看護領域における高度看護実践への応用について探究する。
生体情報解析学特論	生理機能検査法とそれに関連する疾病について、総合的な理解を深め、疾病の診断における検査法の意義や問題点を分析し方法について論ずる。
生体代謝学特論	生体成分の性質や代謝から、それらを検査材料として取り扱う臨床検査に関して総合的に学び、検査方法、病態との関連、治療法などの臨床面とともに、分子レベルでの生体物質代謝について理解する。

博士前期課程

授業科目	授業内容
生 体 機 能 学 特 論	生体内の恒常性を保つシステムについて内分泌とその異常によりもたらされる疾病について講述する。
疫 学 特 論	循環器疾患やがんなどの生活習慣病に関連する要因や健康行動に影響を及ぼす要因を科学的に探究するための疫学的手法を学び、理解を深める。
環 境 保 健 学 特 論	教科書の精読・発表・討論等を通じて、国際保健的視点から、人々の健康に影響している様々な要因とその決定要因を学ぶ。留学生が参加する場合は、英語で授業を行う。
国 際 地 域 保 健 学 特 論	国際保健を題材として、国際保健分野で働くための基礎的知識を習得する、もしくは国際的視野を持った保健医療のリーダーとなる姿勢を習得することを目的とする。JICAの課題別研修に参加し異文化の中での保健システムを理解し、保健計画立案等のマネジメントを考えるスキルを持つこと、異文化とのコミュニケーションによる実務スキルを持つことを学ぶ。
地 域 看 護 学 特 論	地域社会における個人・家族の健康問題や生活問題のアセスメントと支援方法に関する諸理論を学ぶ。また、様々な健康レベルの人々への支援と、健康で安全な地域社会の構築に寄与する方法を探求する。
基 礎 看 護 学 特 論	健康上の問題を持つ人々に対する看護ケア方法について論述し、看護ケアの技術の実証・開発および看護現象の理論的分析に関する研究方法を探求する。特に看護教育と看護管理について理解を深め、総合的な看護実践能力が習得できるよう学習する。
女 性 保 健 看 護 学 特 論	女性とその家族のライフサイクル全般における健康支援、生じやすい健康課題と解決方法について、国内外の文献の精読・発表・討論等を通じて理解を深める。
血 液 免 疫 学 特 論	造血・免疫機構の理解を深めるために、最新のデータを活用して講義を行う。そして血液免疫疾患の病因・病態解析・治療法についての知識を高めることにより、研究の発想、およびアプローチについて議論する。
保 健 微 生 物 学 特 論	感染症を引き起こす可能性のある病原体についての総合的な理解を深めるために、検査法、治療法、予防法及び研究法について学術論文を詳細に読み込むことによって理解する。

博士前期課程

授業科目	授業内容
形態病理学特論	生体の構造と機能の関連を理解した上で様々な生命現象を司る分子機構について理解をはかる。さらに疾患が発生するメカニズムについて分子レベルでどのような異常が生じ、それがどのように形態や機能の異常をもたらすかを理解する。
生物統計学特論	実際の医学研究を見ながら、研究のデザイン、使用されている統計手法、結果の解釈などが適切であるかを議論する。このことを通して医学論文を適切に解釈・評価できる力を身に付ける。
アジア・太平洋地域の保健医療	国内外から講師を招聘し、特別講義も行う。アジア・太平洋地域の環境・保健の諸問題について公衆衛生、看護、生理・生物学などの多方面から講義を行い、理解を深める。
熱帯医学	熱帯地域の気候・風土によって起こる疾患の理解とともに、国や地域の違いによる健康格差、社会・経済格差を理解したうえで、これらの疾患の対策を理解する。熱帯地域特有の疾患を理解したうえで、地球温暖化の疾患だけでなく人の健康への影響をも理解する。
公衆衛生研究 I	教科書の精読・発表・演習・討論等を通じて、疫学研究の計画・実施に必要な知識・技術を身につける。留学生が参加する場合は、英語で授業を行う。
公衆衛生研究 II	統計ソフト（SPSSまたはEZR）を用いた演習と講義を通じて、保健学研究に汎用される統計手法と基本的概念を身につける。留学生が参加する場合は、英語で授業を行う。
特別演習	各分野における重要な課題について文献・調査を中心に演習を行う。分野によっては、フィールドでの調査方法や専門領域における技法を指導する。
特別研究	各分野において、特定の研究課題について探求し、その成果を特定研究論文として作成するとともに、国の内外における各専門領域の学会ならびに学会誌に積極的に広く発表し創造的研究能力を修得する。

## 授業科目の概要

### 博士後期課程

授業科目	授業内容
保健学特別講義	保健学特別講義は、本研究科の2領域のコアとなる研究分野の教員がオムニバス形式によって各自の研究分野における研究内容と成果について概説する。受講生は、この講義によって保健学研究の現状を幅広くかつ深く認識するとともに、保健学研究の在り方について学ぶ。
人間健康開発学特論	人間健康開発学領域で博士論文作成を意図する入学者が、これまでに培ってきた沖縄の健康長寿と社会文化的環境や亜熱帯性自然環境との関わりについて理解を深めるとともに、健康長寿の維持増進・開発の意義および健康資源の解明・開発の必要性等について幅広い知識と視野を身につける。
ヘルスプロモーションサイエンス特論	ヘルスプロモーションプランニングの理論と具体的な展開方法について包括的に教授する。特に、青少年における社会疫学および学校におけるヘルスプロモーションに関する研究手法や健康教育による介入研究の企画、実施、評価のあり方と実際を研究する。
精神保健看護学特論	未定
母子支援看護学特論	未定
在宅看護開発学特論	未定
高齢期支援看護学特論	未定
緩和看護学特論	がん看護・緩和ケアにおける理論の生成及び看護支援方法の開発について講義する。加えて、成人のがん患者・家族のQOLを目指した看護支援方法の開発などの実際を講義する。
生理機能解析学特論	腎疾患やカルシウム代謝異常症といった疾病の病態に関する知見や診断についての検査法、また疾病に伴う細胞内のシグナル伝達の変化といった課題に関する論文を講読し、疾病の解析や検査法についての理解を深める授業を目指す。病態を意識しながら検査法の意義を理解し、病態解析法や検査法の開発を考察する。受講者は指定された研究書や論文を熟読しておかなければならない。
生体代謝解析学特論	生体を構成する物質の分子レベルでの作用と機序を理解し、病態（特に悪性腫瘍を中心に）の増悪、慢性化、転移との関連、治療法の探索における生化学的、分子生物学的、および免疫学的側面からのアプローチ法と実際の研究に即した解析方法について学ぶ。

博士後期課程

授業科目	授業内容
生体機能解析学特論	食中毒細菌の種々の病原性因子を取り上げ、特に病原性因子と宿主の相互作用を中心として講述する。さらに与えられたテーマに基づき、プレゼンテーションを行うことにより、自己表現力を高めるよう指導する。
疫学・行動科学特論	循環器疾患やがんなどの生活習慣病に関連する要因や健康行動に影響を及ぼす要因を疫学的手法を用いて探究する。そして、より望ましい健康行動の形成や行動変容へ導くためのエビエンスの創出を目指す。
国際島嶼保健学特論	国際島嶼保健学領域で博士論文作成を意図する入学者が、アジア・太平洋地域に近く、日本唯一の亜熱帯環境下にある島嶼の沖縄県での他県とは異なる特有の保健医療（疾病構造及びその背景など）の歴史並びに現状を学ぶと共に、発展途上国が抱えている保健医療問題を理解し、それらの問題の解決に必要な幅広い知識と国際性豊かな視野を身につける。
国際地域保健学特論	国際保健における研究の実施を学ぶ。JICA課題別研修にも一部参加して沖縄の保健分野の開発の歴史、開発途上国の政策、開発援助の政策と関連した研究立案、実施、フィードバックを、研究の実施を通じて体得するための講義および参加型学習を実施する。
島嶼地域看護学特論	未定
国際看護学特論	国際看護の目的は、地球に住む全ての人に健康と幸せをもたらすことである。世界を地球というコミュニティとして捉え、アドボカシーや環境安全の促進、研究、健康政策策定への参画、患者・保健医療システムのマネジメントへの参与に関わっていくことを目指す。
国際女性保健学特論	女性とその家族のライフサイクル全般の健康支援、生じやすい健康課題を国際的視点から理解し、具体的な解決方法を提案できる能力を養う。
血液免疫解析学特論	最新のヒト造血・免疫機構における構成細胞群の産生と増殖機構、およびそれぞれの細胞の作用機序について理解し、その上で主な造血・免疫疾患の病因・病態、さらに診断と治療についても理解を深めるために、文献講読を主体に授業を進める。受講生が取り組む研究課題について、アプローチ法を構築するための発想や手掛かりを得ることを目指す。

博士後期課程

授業科目	授業内容
形態病態解析学特論	沖縄の疾患について病態解析を行い、疾患発生の機序や病的状態の分子レベルでの異常について検討を行う。これを通じて沖縄の疾患にいかなる特徴があるか、また沖縄県民の健康増進のためには如何なる対策が必要かを考察する。
病原微生物解析学特論	感染症を引き起こす可能性のある病原体についての総合的な理解を深め、その分離法・解析法および分類法について、実際の研究に即した形で学ぶ。
応用生物統計学特論	主要な生物統計手法について統計ソフトを用いた実習を行い、自身で適切な統計手法の選択、統計解析、結果の解釈ができる力を身に付ける。
熱帯医学特論	熱帯地域の気候・風土によって起こる疾患の理解とともに、国や地域の違いによる健康格差、社会・経済格差を理解したうえで、これらの疾患の対策を考える能力を習得する。また地球温暖化の影響を鑑みた健康への影響も理解し、Sustainability Development Goalsのなかでの保健分野の役割を考察する。
環境保健学特論	教科書の精読・発表・討論等を通じて、国際保健的視点から、人々の健康に影響している様々な要因とその決定要因を学ぶ。決定要因に対する対策を立案する。留学生が参加する場合は、英語で授業を行う。
公衆衛生研究手法特別演習Ⅰ	教科書の精読・発表・演習・討論等を通じて、疫学研究の計画・実施に必要な知識・技術を身につける。留学生が参加する場合は、英語で授業を行う。
公衆衛生研究手法特別演習Ⅱ	統計ソフト（SPSSまたはEZR）を用いた演習と講義を通じて、保健学研究に汎用される統計手法と基本的概念を身につける。

博士後期課程

授業科目	授業内容
特別研究 I	<p>1年次の博士論文作成に向けた演習形式の授業及び実習である。指導教員あるいは同分野の博士後期課程の学生を交えて行う。博士論文の構想のために、先行研究の把握、関連資料の状況、必要な実験法などについて指導助言し、研究計画を決定し、博士論文の構想、必要な実験などについて研究計画書作成を報告する。受講者は、毎回、先行研究や関連資料の調査結果や研究計画書を報告する。実習では、研究計画に基づき、実験やフィールドワークを遂行する。受講者は毎回、実験方法や結果について報告する。</p>
特別研究 II	<p>2年次の博士論文作成に向けた演習形式の授業及び実習である。指導教員あるいは同分野の博士後期課程の学生を交えて行う。実験やフィールドワークで得られた結果及び関連する先行研究や諸資料の検討結果について受講者に報告を求め、指導助言する。受講者は、毎回、先行研究や関連資料の調査結果や実験結果の検討結果を報告する。さらに博士論文の構成やその根拠となる諸資料・理論について指導助言する。それをもとに受講者は、最終段階の博士論文作成の構築を行う。実習では、論文構成のために必要な実験、フィールドワークを遂行する。受講者は毎回、実験方法や結果について報告する。</p>

## 専門看護師（がん看護専攻）教育課程対応授業科目概要

分野	授 業 科 目	内 容
C N S  (共 通 科 目)	看護理論特論	卓越した看護実践の基盤となる看護理論について、諸理論の歴史的変遷、看護現象との関係について学習する。授業では、主な看護理論の概要と理論を活用した事例分析について文献抄読や討議を通じて看護理論活用の意義や実践の論理的理解を深める。
	看護研究特論	専門看護師が実践の場において、看護研究を進めるにあたっての必要な基本的知識と技術を学習する。系統的な文献検索や文献講読および討論を通して、実践現場における複雑な問題解決のための研究プロセスの一連を深め、研究成果の看護実践への応用について探究する。
	コンサルテーション論	看護者を含むケア提供者に対して、実践的な問題を解決するのを助けるためのコンサルテーションに必要な知識を学習する。コンサルテーションの概念や役割、コンサルテーションのタイプやモデル、コンサルテーションのプロセス等について、講義、プレゼンテーション、事例検討、討議を通して学ぶ。
	看護管理学特論	専門看護師が看護実践場面で活動を行っていく際に必要な看護管理者、保健医療福祉職との協働・調整に関する基本的知識や技術を学習する。学生の実践事例や文献事例を通して、看護場面や組織における看護管理者、専門看護師のそれぞれの役割と協働についてプレゼンテーションを行い、理解を深める。
	フィジカルアセスメント特論	高度実践看護師として、複雑な健康問題をもつ対象の身体状況を的確にアセスメントし、臨床看護判断を行うために必要な知識と技術を身につける。人体の構造と機能に沿って系統的に学習し、シミュレーターを活用した演習を取り入れ、教授する。
	病態生理学特論	器官、組織、細胞のレベルで人間の身体に生じる病理学的変化のうち、臨床上遭遇しやすい現象を取り上げ、その病態のしくみ、成り立ちを解説する。また、主要な疾病について、疾患概念、病因、病態生理と症候、診断、治療法について系統的に学習する。
	臨床薬理学特論	薬理学の基本的知識を基盤として、薬物の作用機序、体内動態、投与経路、用量、有害作用、薬物モニタリング等の基礎的知識を教授する。さらに、緊急応急処置、症状調整、慢性疾患管理に必要な薬剤を中心に、投与後のモニタリング、生活調整、回復力促進、服薬管理能力の向上を図る知識と技術を教授する。

分野	授 業 科 目	内 容
C N S (がん看護専攻分野科目)	がん治療学特論	がんの病態学を中心にして、診断と最新の治療法（手術療法、がん薬物療法、放射線療法、ゲノム医療含む）の動向、並びにがんの疫学、予防、早期発見について学習し、がん看護専門看護師が行う臨床判断、高度実践の基盤となる専門的知識を習得する。
	がん看護学特論	がん患者、家族の理解やがん看護に活用できる諸理論及び主要な概念を理解し、実践や研究に活用できる能力を養う。また、諸理論、主要概念の実践への適用に関する研究成果の文献レビューから、がん看護領域における高度看護実践への応用について探究する。
	がん看護援助特論	がんサバイバーシップ概念を理解し、がんサバイバーの生活力や心理社会的ニーズに対応するべく、長期的な視点に立って柔軟なケアを展開できる実践力の強化を図る。また、エビデンス（研究成果、最新の知見等）を活用し倫理的判断も含めながら、実践、調整、患者・家族教育、支援システムなどの各方面より援助展開方法についての理解を深める。
	緩和ケア特論	がん患者・家族の全人的苦痛・苦悩を理解し、苦痛緩和及び患者・家族の QOL 向上を目指した包括的な看護援助の理論と応用について教授する。また、施設にとどまらず、在宅療養の場における継続的、かつ包括的緩和ケアの提供体制構築に向けて、国内外の動向を探究し、地域包括的緩和ケアの提供に向けた課題について考察する。
	緩和医療学特論	がん緩和医療に必要な症状アセスメント（予防、早期発見含む）とマネジメントの具体的な方略を概説する。あわせて、エビデンスに基づいた症状マネジメント及び看護援助の方略について探究する。
	緩和ケア特別演習Ⅰ	がん患者・家族が抱える全人的苦痛・苦悩を理解し、苦痛緩和及び患者・家族の QOL 向上を目指した包括的な看護援助を提供するための実践力の強化を図る。
	緩和ケア特別演習Ⅱ	複雑な問題を抱えるがん患者・家族への全人的ケアの視点からみた包括的看護援助を提供するための専門看護師の役割機能である調整、倫理調整、相談機能に焦点を当てた実践力の強化を図る。

分野	授 業 科 目	内 容
C N S (がん看護専攻分野科目)	がん看護学特別実習Ⅰ	がん看護専門看護師が実際の現場で、がん患者と家族の QOL向上及びがん看護の質向上に向けて、専門看護師の役割機能（実践、相談、調整、倫理調整、教育、研究）を具体的にどのように発揮しているのかを学ぶ。
	がん看護学特別実習Ⅱ	緩和ケア医師指導の下、がん診療における臨床判断、治療決定プロセスに関する臨床判断能力を養う。また、がん患者の緩和ケア／在宅ケアに豊富な経験をもつ看護師の指導の下、複雑な問題を持つがん患者とその家族に対して、エビデンスに基づく専門的知識と技術を活用し、ケアとキュアを融合した質の高い看護実践を探究する。
	がん看護学特別実習Ⅲ	がん看護専門看護師の指導の下、学生の関心領域（消化器外科病棟／外来、外来化学療法室、放射線病棟／外来、緩和ケアセンター等）において、複雑な問題をもつがん患者とその家族を受け持ち、患者、家族が体験する全人的苦痛を緩和し、QOL向上を目指した質の高い看護実践を行う。また、がん看護専門看護師の指導の下、専門看護師の役割機能を実践し、専門看護師の役割を体験する。この体験を通して、がん看護専門看護師としての高度看護実践能力を修得する。

## 授業科目担当教員名簿

(博士前期課程)

専攻名	教育研究領域	授 業 科 目	教 授	准教授	
保 健 学 専 攻	共通必修	保健学研究方法	研究科長(オ)		
		保健学特論	研究科長(オ)		
	人間健康開発学 領 域	学校保健学特論			喜屋武 享
		精神保健看護学特論	未 定		
		母子看護学特論	未 定		
		在宅看護学特論			関口 浩至
		高齢期看護学特論			東恩納 美樹
		がん看護学特論	照屋 典子		
		生体情報解析学特論	栗田 久多佳		
		生体代謝学特論	原嶋 奈々江		
		生体機能学特論	中尾 浩史		
		疫学特論	池原 賢代		
		熱帯医学	小林 潤		
	国際島嶼保健学 領 域	環境保健学特論			野中 大輔
		国際地域保健学特論	小林 潤		
		地域看護学特論			當山 裕子
		基礎看護学特論	豊里 竹彦		
		女性保健看護学特論	遠藤 由美子		
		血液免疫学特論	福島 卓也		
		保健微生物学特論	平井 到		
		生物統計学特論	米本 孝二		
		形態病理学特論	金城 貴夫		
		アジア・太平洋地域の保健医療	小林 潤		
		公衆衛生研究Ⅰ			野中 大輔
	公衆衛生研究Ⅱ			野中 大輔	
	C N S (共通科目)	看護理論特論	豊里 竹彦		
		看護研究特論	照屋 典子		
		コンサルテーション論	照屋 典子(オ)		
		看護管理学特論	豊里 竹彦		
		フィジカルアセスメント特論	豊里 竹彦(オ)		
		病態生理学特論	照屋 典子(オ)		
		臨床薬理学特論	照屋 典子(オ)		
	C N S (がん看護専攻 分野科目)	がん治療学特論	照屋 典子(オ)		
		がん看護学特論	照屋 典子		
		がん看護援助特論	照屋 典子		
		緩和ケア特論	照屋 典子		
緩和医療学特論		照屋 典子			
緩和ケア特別演習Ⅰ		照屋 典子			
緩和ケア特別演習Ⅱ		照屋 典子			
がん看護学特別実習Ⅰ		照屋 典子			
がん看護学特別実習Ⅱ		照屋 典子			
がん看護学特別実習Ⅲ	照屋 典子				

※ (オ) はオーガナイザーの略

## (博士後期課程)

専攻名	教育研究領域	授 業 科 目	教 授	准教授
保 健 学 専 攻	共通必修	保 健 学 特 別 講 義	研 究 科 長 (オ)	
	人 間 健 康 開 発 学 領 域	人 間 健 康 開 発 学 特 論	原 嶋 奈 々 江 (オ)	
		ヘルスプロモーションサイエンス特論		喜 屋 武 享
		精 神 健 康 開 発 学 特 論	未 定	
		母 子 支 援 看 護 学 特 論	未 定	
		在 宅 看 護 開 発 学 特 論	未 定	
		高 齢 期 支 援 看 護 学 特 論	未 定	
		緩 和 看 護 学 特 論	照 屋 典 子	
		生 理 機 能 解 析 学 特 論	粟 田 久 多 佳	
		生 体 代 謝 解 析 学 特 論	原 嶋 奈 々 江	
		生 体 機 能 解 析 学 特 論	中 尾 浩 史	
		疫 学 ・ 行 動 科 学 特 論	池 原 賢 代	
		熱 帯 医 学 特 論	小 林 潤	
	国 際 島 嶼 保 健 学 領 域	国 際 島 嶼 保 健 学 特 論	小 林 潤 (オ)	
		国 際 地 域 保 健 学 特 論	小 林 潤	
		島 嶼 地 域 看 護 学 特 論	未 定	
		国 際 看 護 学 特 論	豊 里 竹 彦	
		国 際 女 性 保 健 学 特 論	遠 藤 由 美 子	
		血 液 免 疫 解 析 学 特 論	福 島 卓 也	
		形 態 病 態 解 析 学 特 論	金 城 貴 夫	
		病 原 微 生 物 解 析 学 特 論	平 井 到	
		応 用 生 物 統 計 学 特 論	米 本 孝 二	
		環 境 保 健 学 特 論		野 中 大 輔
公 衆 衛 生 研 究 手 法 特 別 演 習 I			野 中 大 輔	
公 衆 衛 生 研 究 手 法 特 別 演 習 II		野 中 大 輔		

※ (オ) はオーガナイザーの略

## 琉球大学大学院保健学研究科における長期履修制度実施要項

平成28年7月6日  
保健学研究科委員会承認

(趣旨)

**第1条** この要項は、琉球大学大学院学則第18条の規定及び琉球大学大学院における長期履修制度実施のガイドラインに基づき、琉球大学大学院保健学研究科（以下「研究科」という。）における長期履修制度の実施について、必要な事項を定める。

(目的)

**第2条** 長期履修制度は、職業を有している等の事情により、標準修業年限で修了することが困難である学生を対象に、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修させて学位の取得ができるようにすることを目的とする。

(修業年限等)

**第3条** 長期履修制度の修業年限は、次のとおりとする。

- (1) 博士前期課程においては、3年間又は4年間
  - (2) 博士後期課程においては、4年間、5年間又は6年間
- 2 長期履修制度の履修期間は、年単位とする。
- 3 休学期間は、長期履修の修業年限に含めないものとする。ただし、標準修業年限を超えることはできない。

(申請資格)

**第4条** 長期履修を申請できる者は、次のいずれかに該当する学生とする。ただし、最終修学年度に在籍している学生は申請することができない。

- (1) 職業を有するため標準修業年限で修了することが困難な学生
- (2) 育児、出産、長期介護等により標準修業年限で修了することが困難な学生
- (3) その他やむを得ない事情により標準修業年限で修了することが困難であると保健学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）が認めた者

(申請手続)

**第5条** 長期履修を希望する学生は、あらかじめ指導教員と長期履修の必要性、履修計画を相談し、研究科長の承諾を得なければならない。

- 2 長期履修を希望する学生は、次の申請書等を学務課に提出する。
- (1) 長期履修申請書
  - (2) 長期履修（長期研究指導）計画書
  - (3) 在職証明書又は在職が確認できる書類（職業を有している場合）
  - (4) 申立書（家事従事者又は育児に当たっている者等の場合）

3 申請期間は、原則として次のとおりとする。

(1) 新入学生は、入学手続期間内

(2) 在学生のうち、4月入学者は2月1日から2月末日まで

10月入学者は8月1日から8月末日まで

(学生への通知)

**第6条** 研究科長は、長期履修を認めた学生（以下「長期履修学生」という。）について、文書により当該学生にその旨を通知する。

2 研究科長は、長期履修を認めなかった学生については、その理由を付した文書を通知しなければならない。

(授業料)

**第7条** 長期履修学生の授業料は、国立大学法人琉球大学料金規程第2条第2項の規定の定めによる。

(長期履修期間の延長)

**第8条** 長期履修期間の延長はできない。

(長期履修期間の短縮)

**第9条** 長期履修学生は、長期履修を必要とする理由が消滅し、修業年限を短縮する場合は、長期履修期間短縮申請書により長期履修期間の短縮を申請することができる。

2 前項に規定する短縮は年又は学期を単位とし、短縮が認められた場合の授業料は、国立大学法人琉球大学料金規程第8条第2項の規定の定めによる。

(報告)

**第10条** 研究科長は、長期履修学生に関する情報を文書により財務部へ報告しなければならない。

附 則

この要項は、平成28年7月6日から施行する。

附 則（平成30年3月13日）

この要項は、平成30年4月1日から適用する。



## 長期履修期間短縮申請書（大学院）

年 月 日

保健学研究科長 殿

研究科・専攻 保健学研究科 保健学専攻 \_\_\_\_\_

領 域 \_\_\_\_\_

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名（自署） \_\_\_\_\_

標記のことについて、下記のとおり、長期履修期間の短縮を希望するので申請します。

### 記

1. 長期履修期間の短縮を申請する理由

2. 短縮後の履修期間

【現在、認められている期間】

年 月（入学年月）から、年 月（修了希望年月）まで  
（修業年限 年）

【短縮後の履修期間】

年 月（入学年月）から、年 月（修了希望年月）まで  
（修業年限 年）

3. 履修計画

4. 指導教員の所見

指導教員署名 \_\_\_\_\_

## 長期履修(長期研究指導)計画書

年 月 日

保健学研究科長 殿

指導教員氏名(自署) \_\_\_\_\_

下記のとおり研究指導計画をお届けします。

## 記

入学希望者・在籍学生氏名	研究科
学籍番号	専攻
本来の履修期間 年 月 日 ～ 年 月 日 まで	希望する履修期間 年 月 日 ～ 年 月 日 まで
研究指導計画(具体的に)	

※ 指導教員は、長期履修制度を希望する入学手続者又は在学生から申請を受けた場合は、この書式「長期履修(長期研究指導)計画書」に具体的な計画を記載し、琉球大学の所定様式「長期履修申請書」の「指導教員の所見」に記載の上、併せて研究科担当事務に提出願います。